



三鷹市自治基本条例 ガイドブック

更なる参加と協働をめざして



平成29年1月
三鷹市

『自治基本条例ガイドブック』の 発行について



三鷹市における自治の理念や市政運営の基本原則を定めた最高規範である『三鷹市自治基本条例(以下『自治基本条例』)』は、平成18(2006)年に施行されてから10年を迎えました。

『自治基本条例』は、その前文の冒頭に、「主権者である市民の信託に基づく三鷹市政は、参加と協働を基本とし、市民のために行われるものでなければならない。」と書かれているように、「参加と協働のまちづくり」を市政の理念として明示するとともに、それを推進することを目的として定められたものです。

そして、『自治基本条例』は、市政運営の最上位計画である『基本構想』で描く三鷹市の将来像である「平和の希求」「人権の尊重」「自治の実現」をめざす「人間のあすへのまち」を、市民や事業者等の皆様と、三鷹市(教育委員会等を含む)および三鷹市議会とが実現していくための制度や仕組みを定めたものです。

『自治基本条例』と『基本構想』はいずれも市議会の議決を経て定められたものです。そこで、それぞれの内容が市民の皆様に浸透し、共有されることによって、「参加と協働のまちづくり」がさらに推進され充実することが期待されます。

三鷹市では、『自治基本条例』の施行に先立ち、町会・自治会や住民協議会をはじめとするコミュニティ活動が実践され、『自治基本条例』の施行とほぼ歩みを重ねつつ「地域ケアネットワーク」「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」「見守りネットワーク」、無作為抽出の市民による討議である「みとかまちづくりディスカッション」をはじめ、「民学産公」の協働の実践が重ねられてきました。同時に、『自治基本条例』の理念をすべての職員が胸に刻みつつ、日々の業務に真摯に取り組むために、三鷹市の新任職員(新採用の教育職員を含む)は、『職員のサービスの宣誓に関する条例』に基づき、採用時に『自治基本条例』を遵守することを宣誓しています。

条例施行から10年の節目を迎えた今、こうした『自治基本条例』の理念を示す実践を振り返るとともに、より一層の具体的な実践の充実に向けて、市民の皆様と条例の理念および具体的な事例等の共有が必要です。そこで、条例施行後の平成19年2月に発行した主として職員向けの『自治基本条例ハンドブック』を改訂して、新たに市民の皆様を対象とした『自治基本条例ガイドブック』を発行することといたしました。『自治基本条例』について、ご理解を深めていただけるように、これまでの参加と協働の実例を掲載するなど、『自治基本条例』に基づく三鷹市のまちづくりの経過を凝縮した一冊となっています。

市民の皆様には、ぜひ、本ガイドブックをご活用いただき、三鷹市の「参加と協働のまちづくり」へのご関心を高めていただくとともに、今後の具体的な活動へのご参画のきっかけとなることを願っています。

(平成29年1月)

三鷹市長 清原慶子

目次

参加と協働による市政運営のしくみ 三鷹市自治基本条例	3
三鷹市自治基本条例の理念に基づく取り組み事例 市政運営・参加と協働の実践	4
三鷹市自治基本条例の全文および説明	8
前文	8
第1章 総則	9
第2章 市民及び市民自治	10
第3章 市議会	11
第4章 執行機関	11
第5章 市政運営	12
第6章 参加及び協働	16
第7章 政府間関係	19
制定までの経過と取り組み	20

資料編

●三鷹市基本構想	22
●三鷹市職員のサービスの宣誓に関する条例	29
●三鷹市パブリックコメント手続条例	30
●三鷹市市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例	33
●三鷹市住民投票の実施の請求に関する規則	36
●三鷹市市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例施行規則	39
●三鷹市市民会議、審議会等の設置及び委員の選任に関する基準	41
●三鷹市まちづくり研究所第2分科会報告書	43
●三鷹市長が国等へ提出した意見・要望書	50

参加と協働による市政運営のしくみ

三鷹市自治基本条例

三鷹市自治基本条例は、平成18年4月1日に施行した三鷹市の最高規範です。

平成12年の分権改革により、自立した地方政府として地方自治体の役割と責務が増大したことなどから、自治の原理や基本原則を明確にし、市民自治による協働のまちづくりを一層推進しようと、この条例を制定しました。

市政運営の最上位計画である基本構想は、総合的で計画的な行政運営を図るため、市の政策の基本目標と、その実現のための施策の方向を定めるものです。一方、市政運営の最高規範であるこの条例は、基本構想で描く都市の将来像を実現していくための制度・しくみを定めています。両者がそれぞれの役割を果たすことで、三鷹の自治のまちづくりが円滑に進められていきます。

三鷹市自治基本条例の構成

前文

条例制定の理念等を明らかにし、三鷹市の最高規範である旨を宣言しています。

第1章 総則(第1条～第3条)

条例の目的が地方自治の本旨の実現にあることや、他の条例等の制定・解釈・運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならないことなどを定めています。

第2章 市民及び市民自治(第4条～第6条)

自由で自立した活動を営み主体的にまちづくりを行う権利、市政に参加する権利、納税の義務などといった市民の権利・責務等や、地域社会を構成する一員としての事業者等の権利・責務等を定めています。

なお、市民とは、条例第2条において市内に住所を有する人のほかに、市内で活動する人を明示しており、三鷹市自治基本条例の特徴の一つになっています。

第3章 市議会(第7条～第8条)

開かれた議会運営に努めること、権能を最大限に発揮して活動すること、立法活動、調査活動等を積極的に行うことなどを定めています。

第4章 執行機関(第9条～第11条)

市長は、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならないことや、市の各々の執行機関が連携・協力し、一体として行政機能を発揮しなければならないことなどを定めています。

第5章 市政運営(第12条～第28条)

議会の議決を経た基本構想の策定と基本構想実現のための基本計画の策定、積極的な情報公開、適正な個人情報保護、パブリックコメントの制度化、総合オンブズマンの設置、積極的な法務行政の推進、市民満足度の向上と成果重視の観点を踏まえた自治体経営、行政評価の実施、総合的かつ機動的な危機管理の体制の強化など、参加と協働を基本とした三鷹市政を運営していくための基本的事項を定めています。

第6章 参加及び協働(第29条～第35条)

計画等の策定過程における市民の多様な参加の保障、市民、学識者等の意見を市政に反映させるための市民会議等の設置と運営、市民の自発的な自治活動やコミュニティ活動の推進、多様な主体の連携協力による協働のまちづくりの推進、地域と連携協力した学校づくり、住民発議による住民投票の実施など、市民参加に関する基本的事項を定めており、さまざまな分野での参加の機会を保障しています。

第7章 政府間関係(第36条～第38条)

国・東京都等との適切な政府間関係を確立し自治基盤を強化すること、他の自治体等との連携による効率的・効果的な市政運営を行うこと、海外の自治体等との連携及び国際交流の推進などを定めています。

三鷹市自治基本条例の理念に基づく取り組み事例

市政運営・参加と協働の実践

三鷹市自治基本条例の施行以来、市民のみなさんに市政に参画していただくためのしくみづくりが一層進み、三鷹らしい協働のまちづくりがさまざまな場で実践されてきました。

ここでは、同条例の理念に基づき実践されている協働の主な取り組みを紹介します。

市政情報デジタル化公開サイト

第4次三鷹市基本計画(第1次改定)や、関連する個別計画などの電子書籍版を作成し公開しています。パソコンやタブレット端末等の画面からご覧いただけます。(第14条関係)



市政情報デジタル化公開サイトトップページ

情報セキュリティマネジメントシステム

平成16年1月に国際規格であるISO27001の認証を取得し、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の適正な運用と改善に取り組んでいます。また、三鷹市情報セキュリティハンドブックを作成し、全庁的な情報セキュリティの確保に努めています。(第15条関係)



情報セキュリティ
マネジメント
システム認証書

パブリックコメントの制度化

自治基本条例に基づいてパブリックコメント手続条例を制定し、パブリックコメントの制度化を図りました。開かれた市政運営と市民参加を一層推進するため、重要な政策を策定する際は、原案を公表して求めた意見を考慮し決定しています。(第16条関係)



パブリックコメントの実施状況
(市ホームページより)

職員のサービスの宣誓

平成18年4月の自治基本条例施行以来、職員採用時に行うサービスの宣誓の際に、日本国憲法の尊重と擁護に加え、自治基本条例を遵守する旨を宣誓しています。当時、一般職の職員が採用時に自治基本条例の遵守の宣誓をするのは全国初の試みでした。(第20条関係)



自治基本条例の遵守を宣誓する新入職員

行財政改革の推進

数量的な行政のスリム化とともに、行政サービスの質の向上と市民満足度の向上を図るという基本的な考え方にに基づき、安定的で持続可能な自治体経営を図るため、組織全体で一丸となって行財政改革に取り組んでいます。

(第24条関係)



新・三鷹市行財政
改革アクション
プラン2022

施政方針(予算概要)、決算概要(主要施策の成果)の発行

市の予算・決算に関する情報を市民のみなさんに分かりやすく的確にお伝えするため、毎年2月に「施政方針(予算概要)」、8月に「決算概要(主要施策の成果)」を発行しています。

(第24条関係)



施政方針(左)と決算概要(右)

自治体経営白書の発行

「基本計画」や毎年度の「各部の運営方針と目標」の達成状況、行財政改革の取り組みの成果、財政状況など、市政運営の情報を明らかにし市民のみなさんと共有するため、平成14年度から毎年7月に発行しています。

(第25条関係)



自治体経営白書

三鷹を考える論点データ集・基礎用語事典の作成

市民のみなさんと市政の課題を共有し、参加と協働による「基本計画」策定・改定の際の基礎資料とするため、「三鷹を考える論点データ集」と「三鷹を考える基礎用語事典」を作成しています。

(第29条関係)



三鷹を考える論点データ集

市民会議などの公開と無作為抽出方式による公募委員候補者の募集

自治基本条例に基づき、市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例を制定し、会議公開の制度化を図りました。また、市民のみなさんの多様な意見を市政に反映させるため、平成22年度から市民会議などの公募委員を無作為抽出方式で募集しています。

(第30条関係)



第六期三鷹市介護保険事業計画検討市民会議

市内7つの住民協議会との協働

三鷹市では、7つのコミュニティ住区ごとに組織した市民団体である住民協議会が、自ら管理運営を行うコミュニティ・センターを拠点にコミュニティの醸成、市民活動、市民参加を推進し、市民自治の地域づくりをめざすコミュニティ行政を進めています。各住民協議会は、市と協働でさまざまな取り組みを展開しています。

(第31条関係)



住民協議会との協働による
まち歩きワークショップ

地域のつながりによる支え合いの推進 「地域ケアネットワーク推進事業」

7つのコミュニティ住区を基盤に、「地域ケアネットワーク」の推進に取り組んでいます。各ケアネットでは、地域ごとの特性にあわせた活動を行い、居場所づくり(サロン)や地域向け講座、多世代交流事業など、地域でのつながりや支え合いの輪を広げています。

(第31条関係)



地域ケアネットワークの活動風景

民学産公の協働を進める「パートナーシップ協定」の締結

まちづくりのさまざまな分野において、事業者・団体などと「パートナーシップ協定」を締結し、協働による事業を推進しています。この10年間で、「防災」や「見守り」など、日々の暮らしに関わる重要な協定を数多く結び、市民サービスの向上につなげています。

(第32条関係)



見守りネットワーク事業協定締結式

三鷹市市民協働センター

平成15年12月に、市民活動の支援や協働の推進等の機能を担う施設として開設しました。会議室や機器等の提供、講座やシンポジウムの開催、話題性のあるテーマを設定したトークサロンの実施のほか、地縁型組織とNPO等テーマ型組織との協働推進など、幅広い取り組みを行っています。

(第32条関係)



三鷹市市民協働センター

三鷹ネットワーク大学

教育・研究機関と市が協定を結び、「民学産公」の協働によって運営する新しい形の地域の大学です。教育・学習機能、研究・開発機能、窓口・ネットワーク機能の3つの機能のもとに、地域社会の知的ニーズにあわせた講座を提供する「コミュニティ・カレッジ」事業などを展開しています。

(第32条関係)



三鷹ネットワーク大学

市民討議会「みたかまちづくりディスカッション」の開催

市政への参加経験が少ない方も含め、多くの市民のみなさんの意見を市政に生かすため、18歳以上の方を対象に無作為抽出で参加を呼び掛け、承諾いただいた方々によるグループ討議を実践しています。

(第32条関係)



みたかまちづくりディスカッション

「コミュニティ・スクール」を基盤とした小・中一貫教育の推進

三鷹市の義務教育は、保護者や地域住民が積極的に学校運営に参加する「コミュニティ・スクール」を基盤に、複数の小・中学校が一つの学園として切れ目のない教育を実践する小・中一貫教育を推進することにより、円滑な学校運営や教育内容の質の向上を図るとともに、地域の声を反映させた特色ある学園づくりを進めています。

(第33条関係)



三鷹中央学園 第三小学校

国、東京都等への働きかけ

国、東京都等との適切な政府間関係の確立や、市の財政運営の安定化等に向け、さまざまな機会をとらえて国等への働きかけを行っています。自治基本条例施行後に、三鷹市長が国等に対して提出した要望書等の一覧は、50、51ページに掲載しています。

(第36条関係)



社会保障制度における地域区分の適正化に係る要望書を提出

三鷹市自治基本条例の全文および説明



前 文

主権者である市民の信託に基づく三鷹市政は、参加と協働を基本とし、市民のために行われるものでなければならない。

市民にとって最も身近な政府である三鷹市は、市民の期待に応え、市民のためのまちづくりを進めるとともに、まちづくりを担う多くの人々が、参加し、助け合い、そして共に責任を担い合う協働のまちづくりを進めることを基調とし、魅力と個性のあふれるまち三鷹を創ることを目指すものである。

三鷹市は、文人たちも愛した緑と水の豊かなまちであり、これまでの歩みの中でも市民生活の向上に積極的に取り組むなど、常に先駆的なまちづくりを進めてきた。

私たち市民は、郷土三鷹を愛し、自然と文化、歴史を大切にし、誇りに思える地域社会を築くとともに、世界平和への寄与、基本的人権の尊重、協働とコミュニティに根ざした市民自治を確かなものとし、日本国憲法に掲げる地方

自治の本旨をこの三鷹において実現するために、三鷹市の最高規範として、ここにこの条例を制定する。

説 明

- 前文は、条例の制定の趣旨、目的、基本原則などを述べるもので、条例の本文に先立ち、条例の制定の理念などを明らかにし、強調するために置かれるものです。三鷹市では、情報公開条例、コミュニティ・センター条例、平和施策の推進に関する条例、環境基本条例などの条例で前文が置かれています。自治基本条例は三鷹市の最高規範として、自治の基本理念やしきみなどを定める重要な条例であり、それらを明らかにするために前文を置きました。
- 前文の冒頭に「主権者である市民の信託に基づく三鷹市政」と掲げ、基本原則として、主権を持った市民の信託による自治体成立の考え方も表しています。その上で、基本構想や市民憲章にも通じる市民自治の理念を定めています。

総 則

目的

第1条

この条例は、三鷹市における自治の基本理念と基本原則及び自治機構と自治運営の基本的な仕組みを定め、市民の信託に基づく市議会及び市長等の役割と責任を明らかにするとともに、市民自治による協働のまちづくりを推進し、もって日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を図ることを目的とする。

説 明

- 目的規定は、条例の達成しようとする目的などを明らかにするとともに、各条文に共通した解釈の指針を示すために定めました。

定義

第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 市民 …………… 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。
- 2 事業者等 …… 市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む団体をいう。
- 3 市長等 …… 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- 4 市 …………… 基礎自治体としての三鷹市をいう。

説 明

- 「市民」とは、市内に住所を有する人や市内の事業所に勤務している人、市内の学校に通学している人に加え、市内で市民活動など、さまざまな活動を行っている個人として定めています。
- これまでも市は、このようないわゆる「市内活動者」も「市民」としてとらえ、各種の参加の機会を保障してきました。市とパートナーシップ協定を締結した「みたか市民プラン21会議」の参加資格は、在住・在勤・在学の市民に加え、市内での活動者も含めるなど、広範な市民との協働を進めてきました。

条例の最高規範性等

第3条

この条例は、市政運営における最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定並びに法令、条例、規則等の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合性を図らなければならない。

2

市民及び市は、地方自治の推進に向けた取組を通してこの条例の不断の見直し及び検証を行い、将来にわたりこの条例を発展させるものとする。

説 明

- 自治基本条例は市の最高規範として、自治の基本理念やしくみなどを定めるものです。しかしながら、自治基本条例も他の条例と形式的には同じ「条例」であり、日本国憲法のように、他の法規の上位に位置するものではありません。そこで、この条例が市政運営において、文字通り最も基本となる条例であり、他の条例などの制定に当たっては自治基本条例との整合性を図らなければならないことなどを定めることにより、自治基本条例に最高規範性を持たせています。
- 市が定める条例・規則のみならず、分権改革で拡充された「自治解釈権(法令解釈権)」の視点から、国や東京都が定める法令や条例等の解釈及び運用に当たっても自治基本条例の趣旨を尊重することとしています。
- 自治基本条例を、日本国憲法のように容易に改正しない「硬性法(条例)」とするのではなく、制定後も、市民等によって検証・見直しが行われ、育てられる条例であることを明らかにしています。
- 三鷹市の自治基本条例の特徴は、市の最高規範であるとともに、他団体の自治基本条例に比べると規定項目が多岐にわたり、その内容も抽象的な宣言ではなく、具体的な規定によって実効性のある規範となっていることです。したがって、各種の制度の創設や変更等に伴い、今後も必要な改正を行っていきます。



市民及び市民自治

地域における市民の権利、責務等

第4条

市民は、地域における自治活動、コミュニティ活動、ボランティア活動等の社会貢献活動その他の自主的な活動を推進するために主体的に組織等を作り、他の何人からも干渉されず、自由に自立した活動を行うことができる。

2

市民は、地域の諸課題の解決に向けて自ら行動し、市民自治を実現するため、まちづくりを主体的に行うことができる。

3

市民は、前2項の活動を行うときに、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、市民相互の連帯及び責任に基づき、互いの意見及び行動を尊重しなければならない。

説 明

- 三鷹市の市民自治の実績である、コミュニティ・センター条例の理念や「みたか市民プラン21会議」の基本ルールなどを踏まえ、市民の自由な自治活動の権利(第1項)、まちづくりを推進する権利(第2項)、市民間のルール等(第3項)について定めています。

市政における市民の権利、責務等

第5条

市民は、市政の主権者であり、市政に参加する権利を有する。この場合において、市政に参加しないことによって不利益な扱いを受けない。

2

市民は、市政情報に関し知る権利を有するとともに、自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利を有する。

3

市民は、法令又は条例の定めるところにより納税の義務を負うとともに、適正な行政サービスを受ける権利を有する。

説 明

- 参加は、市民の発意と自由意思に基づくものであり、参加しない又はできない市民が、参加しなかったことをもって不利益な扱いを受けないよう、市は配慮することが必要となります。
- 情報公開条例及び個人情報保護条例で保障する、知る権利や個人情報の開示請求権等を市民の有する権利として定めています。
- 市民が、信託した自治体に対して税を納め、税の再配分

として、適正な行政サービスの提供を受けるという「自治の原点・原則」について定めています。地方分権が進められている流れの中で、行政サービスの水準と市民の負担のあり方について自己決定を図るという「歳入の自治」と「歳出の自治」の確立の重要性も踏まえて、この規定を定めています。

事業者等の権利、責務等

第6条

事業者等は、自由に自立した活動を行なうとともに、市民及び市と相互に連携及び協力を図り、協働の担い手としてまちづくりに参加する権利を有する。

2

事業者等は、法令又は条例に定める責務を遵守するとともに、市民とともに地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、安全でおいしいのある快適な環境の実現及びまちづくりの推進に寄与するよう努めなければならない。

説 明

- 事業者等は、地域社会を構成する一員として役割や責務を担うことを明確にするとともに、まちづくりに参加する権利を保障しています。これは一般の企業にとどまらず、NPOなどにも適用されます。
- 本条では事業者等の役割や責務に関する基本的な事項を定めていますが、まちづくり条例や環境基本条例などで具体的な責務等を定めています。



第3章

市議会

市議会の役割、責務等

第7条

市議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づき、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される意思決定機関であり、市民の信託に応えるため、事案の決定、市政の監視及びけん制を行うものとする。

2

市議会は、市民への情報提供を積極的に推進するとともに、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。

3

市議会は、前2項の役割、責務等を果たすため、市議会の持つ権能を最大限に発揮して活動するものとする。

説明

- 市議会には、地方自治法の規定により、市政における重要な意思決定や行政に対するチェックなどを行う権限があり、自治を担う上で重要な役割としてこれらを自治基本条例で改めて定めるとともに、その権限を最大限に発揮し、市民の信託に応えることなどを規定しています。
- 市議会は、市民への積極的な情報提供を行い、市民との情報の共有化を図り、開かれた市議会を確立することを定めています。

市議会の立法活動、調査活動等

第8条

市議会は、議会の活性化に努めるとともに、独自の政策提言及び政策立案の強化を図るため、立法活動、調査活動等を積極的に行うものとする。

説明

- 市議会は、市民の多様な意見を反映させた独自の政策立案を行い、条例案として提出するなど政策立案機能や、市長の提案する予算・決算や国の制度改正などについての意見を提出するなどの政策提言機能を有しており、これらの強化を図るため、立法活動等に積極的に取り組むことを定めています。
- 第3章の市議会の規定以外にも、主体が「市は」となっている規定は市議会も含まれるため、「情報公開等」、「個人情報保護」などの規定による責務等は、市議会にも適用されるものとなります。

第4章

執行機関

市長の責務

第9条

市長は、その地位が市民の信託によるものであることを認識し、市政の代表者として市民の信託に応え、市民自治の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。

2

市長は、毎年度、市政運営の方針を明確に定めるとともに、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない。

説明

- 市長についても市議会と同様に市民から直接選ばれ、市民の信託に基づく市政を運営する市の代表として、公正かつ誠実に市政運営に当たる責務を明記しています。
- 第2項に該当する現在の取り組み事例としては、予算案とともに策定している「施政方針」の発表があります。また、達成状況に関するものとしては、決算に関する説明や「自治体経営白書」の作成等があります。

執行機関の連携及び協力

第10条

市の各々の執行機関は、所掌事務について、自らの判断及び責任においてこれを公正かつ誠実に処理するとともに、市長の総合的な調整のもと、執行機関相互の連携及び協力を図りながら、一体として行政機能を発揮しなければならない。

説明

- 執行機関は、それぞれが重要な役割を担い、各々の判断と責任のもとで事務を執行します。また、市長による総合調整のもと、行政として一体となることによって、より有効にその機能を発揮しなければならないことを定めています。

補佐職の設置等

第11条

市長は、副市長等の常勤の特別職に加えて、市長の業務を補佐し、専門的な助言を行うため、補佐職等を設置することができる。

説明

- 市民から選ばれた市長が政策の実現を図るために、必要に応じて補佐職等を設置できるよう、自治基本条例で明示したものです。

市政運営

市の率先行動の基本原則

第12条 市は、国が批准した国際規約等で確認されている人間の尊厳、自由、平等及び持続可能な発展を実現するため、市の役割と責任を明確にし、率先して行動するよう努めるものとする。

説明

- 女性、子ども、障がい者等の権利拡充や環境問題等への取り組みについて、市は、世界人権宣言、国際人権規約、子どもの権利条約、環境に関する条約など、日本政府が批准している国際規約等に基づき、率先して取り組みを行うことを明らかにしたものです。

基本構想及び基本計画の位置付け等

第13条 市長等は、総合的、計画的な市政運営を行うため、市の最上位計画として市議会の議決を経て基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定するものとする。

2 基本構想及び基本計画に基づき策定する個別計画は、基本構想及び基本計画との整合及び連動が図られるようにしなければならない。

説明

- 平成23年5月2日までは、地方自治法第2条第4項において、市町村に基本構想の策定が義務付けられていましたが、三鷹市はこの規定ができる以前から計画行政を推進してきました。本条は、三鷹市として、自治基本条例に基づき主体的に基本構想を策定する姿勢を明らかにしたものです。
- まちづくりや健康福祉などの個別計画は、基本構想や基本計画と整合・連動を図りながら計画行政を展開する原則を明らかにしています。



情報公開等

第14条 市は、市の保有する情報が市民の共有財産であり、すべての人の知る権利の実効的保障が、市民参加及び公正かつ民主的な市政運営の推進のために極めて重要であることを認識し、開かれた自治体として積極的な情報公開及び情報提供を行わなければならない。

説明

- 情報共有の原則に基づく市政運営の考え方とともに、情報公開条例の前文に掲げた知る権利の実効的保障の重要性を自治基本条例でも明らかにしています。

個人情報の保護

第15条 市は、市民の基本的人権を守るため、個人情報の適正な保護を行うとともに、何人に対しても、自己に係る個人情報の開示と適正な措置を請求する権利を保障するため、必要な措置を講じなければならない。

説明

- 個人情報保護条例で定めている、個人情報の適正な取り扱いや本人の情報開示請求権等を保障することを自治基本条例でも明らかにしています。昨今は、情報セキュリティに関する市民からの関心も強くなっており、市は、平成16年1月に情報セキュリティの国際的な認証基準(ISMS認証)を2課で取得しています(現在は11課で取得)。

パブリックコメント

第16条 市長等は、重要な条例及び計画の策定等に当たり、市民の意見を反映させるために事前に案を公表し、市民の意見を聴取するとともに、これに対する市長等の考え方を公表しなければならない。ただし、特に緊急を要する場合は、この限りでない。

説明

- 本条とパブリックコメント手続条例の整備により、重要な政策について情報を公表して市民が意見を提出する権利を保障し、また市が応答責任を果たすことを制度化しました。

説明責任

第17条

市長等は、政策決定の理由を説明する責任を有するとともに、計画の策定及び事業の実施に当たって掲げた目標について、達成の有無及び達成状況等の結果を市民に分かりやすく説明しなければならない。

説明

- 市民に対して計画案や事業の内容等に関して十分な説明を行い、理解を求めることに加え、政策の実施によってもたらされた結果についても説明する責任(結果説明責任)を定めています。

要望、苦情等への対応

第18条

市長等は、市政に関する市民の要望、苦情等に誠実、迅速かつ的確に対応するとともに、その結果について速やかに市民に回答しなければならない。

2

市長等は、市民から苦情として寄せられた事案について、その原因を追求し、再発防止、未然防止等の適正な対応に努めなければならない。

3

市長等は、毎年度、市民の要望、苦情等への対応状況について年次報告を取りまとめ、これを公表する。

説明

- 市民から寄せられた要望、苦情等についての的確な対応を図り、サービスや施策の改善につなげる取り組みは、民間企業では以前から重視し、商品の改良などに結びつけてきました。行政においても市民満足度の向上を図り、市民との信頼関係を強化する上で、その取り組みはますます重要になっていると考え、この規定を定めています。

オンブズマン

第19条

市長は、市民の市政に関する苦情を公正かつ中立な立場で迅速に処理することにより、市民の権利利益を擁護し、市政に対する市民の信頼性を高め、公正かつ透明な市政の推進を図るため、三鷹市総合オンブズマン（以下「オンブズマン」という。）を設置する。

2

オンブズマンは、市民の申立てに係る苦情又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、市長等に対して意見を述べ、若しくは是正等の措置を講ずるよう勧

告し、又は苦情等の原因が制度そのものに起因するときは当該制度の改善に関する提言を行うことができる。

3

市長等は、オンブズマンの職務の遂行に関しその独立性を尊重し、積極的な協力援助を行うとともに、オンブズマンから勧告又は提言を受けたときは、これを尊重し、誠実かつ適切に処理しなければならない。

説明

- オンブズマン制度について、市独自の「市民の救済制度・不服申立て制度」としての位置付けを明確にするために、総合オンブズマン条例に定める基本的事項を自治基本条例でも定めています。

職員及び組織

第20条

市は、広く人材を求め、公正かつ有能な職員の任用に努めるとともに、適材適所の人事配置、効果的な人材育成並びに適切な人事評価及び処遇を行うことにより、職員及び組織の能力が最大限に発揮されるよう努めなければならない。

2

職員は、その職責が市民の信託に由来し、市民全体の奉仕者であることを自覚し、法令、条例等及び任命権者の指示に従い、誠実、公正かつ能率的に職務を行うとともに、創意をもって自治の充実に努めなければならない。

3

市の組織は、市民に分かりやすく、効率的かつ機能的なものであるとともに、社会経済情勢の変化及び市民のニーズに的確に対応するよう編成されなければならない。

説明

- 三鷹市では、人材育成の具体的推進を図るために、平成16年3月に「三鷹市人材育成基本方針」を策定(平成25年8月改定)しています。
- 職員に関する規定としては、本条のほか、職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正を行いました。
- 第3項は、市の組織の基本的なあり方について定めています。



適法・公正な市政運営

第21条

市政運営に携わる者は、市政に違法又は不当な事実があった場合は、これを放置し、又は隠してはならず、組織の自浄作用により市政の透明性を高め、市政を常に適法かつ公正なものにしなければならない。

説明

- 民間企業においてはコンプライアンス（企業が経営活動を行う上で、法令や各種規則等のルール・社会的規範などを守ること）が重視されています。行政においても、その重要性は同じであり、市政運営に携わる者は、全職員が多岐にわたる規則・規範等を遵守するとともに、もし違反行為等があった場合には、早期に発見して是正するマネジメントの確立について定めています。

政策法務

第22条

市は、市民のニーズや市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進するため、自治立法権と自治解釈権を活用した積極的な法務行政を推進しなければならない。

2

市は、この条例並びに第13条第1項に規定する基本構想及び基本計画の目的を達成するため、分野別の基本条例、総合条例等を整備するものとする。

説明

- 法務行政の取り組みとして、主体的なまちづくりを推進するために、自治立法権の活用による積極的な条例制定や、従前の通達に基づく行政ではなく、法令等の趣旨や目的を自治体の視点から積極的に解釈し運用を図る自治解釈権の活用について定めています。
- まちづくり条例、健康福祉総合条例、環境基本条例などの分野別の条例は、第2項の規定により、自治基本条例の目的を実現するための条例としても位置付けられます。

行政サービス提供の基本原則

第23条

市長等は、行政サービスに関する情報を分かりやすく市民に公表するとともに、公平かつ効率的で、質の高い行政サービスの提供を図り、市民満足度の向上に努めなければならない。

説明

- 本条の規定の趣旨は、質の高い行政サービスの提供などの基本原則を定めるものです。例えば英国の市民憲章（シティズンズ・チャーター）では、政府は、適正なコストで市民に満足のいく質の高いサービスを提供する責務や、提供するサービスに関する情報公開の実施などを定めており、本条の理念と共通のものです。

自治体経営

第24条

市長等は、事業の実施に当たり、最少の経費で最大の効果を上げるよう努め、地域における資源を最大限に活用した事業の戦略的な展開を図るとともに、市民満足度の向上及び成果重視の観点を踏まえた自治体経営を推進しなければならない。

2

市長は、健全な財政運営に努めるとともに、市の財政、財務等に関する資料を作成して公表することにより、市の経営状況を的確かつ分かりやすく市民に伝えなければならない。

3

市長は、他の執行機関と連携を図りながら、各種の行政サービスを受ける市民間の負担の適正化及び社会資本整備等における世代間の負担の公平化が図られるよう、適切な財政政策を進めなければならない。

説明

- 本条の趣旨は、基本構想で定めた「自治体経営の基本的な考え方」とも共通するものです。
- 市では、「財政事情」の作成及び公表に関する条例に基づき、広報等によって財政事情の公表を行っています。また、市の予算・決算についても、分かりやすく説明する資料を作成して公表するとともに、「バランスシート」などの財務諸表も作成し、説明責任を果たすための工夫を行っています。
- 市が提供するサービスについては、無償で行うことのほか、一定の受益者負担の導入も市民間の公平性を図るために必要です。なお、負担を求める場合でも、所得状況などにより負担の程度を軽減することも「市民間の負担の適正化」の考え方に含まれています。また、「社会資本整備等における世代間の負担の公平化」では、公共施設建設における市債の活用のように、後の世代の市民も施設利用による便益を受けることから、借入金の償還費の形式で一定の負担を求めることも必要であるとの考え方を表しています。

行政評価

第25条

市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、適切な目標設定に基づく行政評価を実施し、評価結果を施策等に速やかに反映させるよう努めるとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく市民に公表するものとする。

説明

- 三鷹市は、事業評価、基本計画の各施策の評価、「各部の運営方針と目標」の策定、自治体経営白書の発行など、多様な行政評価の実施と結果や成果の公表を行っています。

監査

第26条

監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査並びに市の事務の執行の監査をするに当たっては、事務事業の適法性及び妥当性のほか、経済性、効率性及び有効性の評価等を踏まえて行うものとする。

説明

- 監査委員が監査を行うに当たり、法令等の趣旨に沿って適正に行われているかという観点に加え、事業の有効性、効率性及び経済性に重点を置いた、事業評価手法の監査を推進することを定めています。
- これまで制定されている自治基本条例では、執行機関に関する事項は実質的に首長部局に関する規定のみであり、他の執行機関の役割等に着目した規定はありませんでした。三鷹市では、第26条の監査のほか、第33条では「学校と地域との連携協力」として、教育委員会の役割と取り組みについて規定しています。

出資団体等

第27条

市長等は、市の出資団体に対して、適切な情報公開及び個人情報の保護が行われるとともに、市の出資した目的が効果的かつ効率的に達成できるよう、必要な支援及び要請を行うことができる。

2

市長等は、他の団体に出資又は業務の委託を行う場合は、必要な範囲で、当該団体の業務及び財務に関する情報の開示を求めることができる。

3

市長等は、補助金の交付を行った団体等による公共的なサービスの提供に関する市民の苦情を受けた場合は、当該団体等の協力を得て、その苦情の内容を調査し、必要と認めるときは、当該団体等に対して意見、助言等を述べることができる。

説明

- 市は、これまででも外郭団体に対して、市に準じた適切な情報公開や個人情報保護の要請等を行ってきましたが、本条の第1項及び第2項では、出資団体等との関係における市の基本的な姿勢・方針等を定めています。
- 市は、基本構想・基本計画や行財政改革等の方針に基づき、まちづくりにおける協働の推進や適正な役割分担の観点から、民間事業者やNPO等へ市の業務の委託・移転を積極的に進めていくこととしています。そこで第3項では、市は、補助金の交付を行った団体等による公共的なサービスについて市民から苦情を受けた場合などは、必要な調査を行い、意見を述べるなどの取り組みを行うことにより、同じく基本構想等で掲げている「総合的なコーディネート機能」や「安定した市民生活を保障する機能」等の役割を果たしていく姿勢を示しています。



危機管理

第28条

市は、緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、総合的かつ機動的な危機管理の体制を強化するため、市民、事業者等、関係機関との協力、連携及び相互支援を図らなければならない。

説明

- 市民の身体・生命等の安全性の確保は、行政の基本的かつ重要な役割であることを自治基本条例に定めることによって明らかにするとともに、市民・事業者等・行政がそれぞれの役割を担い連携を図りながら、社会全体の危機管理体制の強化を図ることを定めています。

計画の策定過程等

第29条

市長等は、基本構想、基本計画その他の重要な個別計画(以下「計画等」という。)の策定に当たっては、市民の多様な参加を保障するとともに、市民の検討に必要な情報を取りまとめた資料集等の作成を行うものとする。

2

市長等は、計画等の進捗状況の管理及び達成状況の把握を適切に行い、これを公表するとともに、社会情勢等の変化に弾力的に対応した計画等の改定を行うものとする。

説明

- 第1項の「資料集等の作成」の取り組み事例としては、市が基本計画の策定・改定時に作成してきた「三鷹を考える論点データ集」や「三鷹を考える基礎用語事典」などがあります。

市民会議等の設置及び運営

第30条

市長等は、市民、学識者等の意見を市政に反映させるため、市民会議、審議会等(以下「市民会議等」という。)を設置することができる。

2

市長等は、前項の規定により市民会議等を設置するときは、設置目的等に応じて委員の公募を行うとともに、委員の男女の比率、年齢構成及び選出区分が著しく不均衡にならないように留意し、同一の委員が著しく長期にわたって就任し、又は同時期に多数の市民会議等の委員に就任することのないように努めなければならない。

3

市長等は、法令、条例等に特別の定めがあるものを除き、原則として市民会議等の会議を公開しなければならない。ただし、市民会議等は、特別な理由があるときは、会議に諮り、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

説明

- 市では、市民の知る権利を保障し、市民参加の推進と開かれた市政運営を図るために、市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例を制定しました。この制度も自治の推進・拡充を図るために重要な制度であるため、自治基本条例に基本的事項を定めています。
- 市民会議・審議会等の活性化と公正で透明な運営を図るために、設置や委員の選任に関する基本的事項を定めるとともに、具体的な基準を別に定めています。



コミュニティ活動

第31条

市長等は、市民の自発的な地域における自治活動及びコミュニティ活動が推進されるよう、活動拠点となるコミュニティ・センター及び地区公会堂(以下「コミュニティ施設」という。)の環境整備及び必要な支援を行うとともに、市民と連携したまちづくりを進めるものとする。

2

コミュニティ施設は、市民の、市民による、市民のための施設として、市民の自由及び責任を基調とした管理運営が行われなければならない。

説明

- 地域のまちづくりに取り組んできた町会・自治会や、コミュニティづくりを担ってきた住民協議会の活動の支援を図るため、市はコミュニティ施設の整備等の取り組みを行うことを定めています。
- コミュニティ・センター条例の規定を踏まえ、コミュニティ施設における市民による自主管理・自主運営の原則を定めています。

協働のまちづくり

第32条

市長等は、市、市民及び事業者等の多様な主体が相互に連携協力し、まちづくり及び公的なサービス提供の担い手となる協働のまちづくりを推進するため、市民協働センターの環境整備を行うとともに、必要な支援を行うものとする。

2

市長等は、協働のまちづくりの推進において、多様な主体が情報を共有し、意見を交換し、積極的な参加及び意思形成が図られるよう、多様で開かれた場と機会の創設に努めなければならない。

3

市民、事業者等及び市長等は、計画の策定及び実施の過程において、市民参加の実効性を確保し、協働のまちづくりを推進するため、各々の役割、責務等を定めたパートナーシップの推進に関する協定を締結することができる。

説明

- 平成15年に開設した市民協働センターは、市民、NPO・市民活動団体、町会・自治会、住民協議会などの活動や交流を支援するとともに、これからの市民と行政との新しい協働のあり方を考え、市民参加と協働によるまちづくりを推進する施設です。「つなぐ(協働)」「ささえる(支援)」「つむぎだす(参画)」という3つの機能を持っています。

- 基本構想・基本計画の策定時に、「みたか市民プラン21会議」と市で「パートナーシップ協定」を締結した実績がありますが、今後、さまざまなまちづくりの分野において、このような手法も活用し、協働のまちづくりの推進を図ることを定めています。
- 公園や道路等の公共施設の管理・運営において、市民団体と市が協定等を締結し、市民が自主的に管理・運営している取り組みも本条の趣旨に基づくものといえます。

学校と地域との連携協力

第33条

教育委員会は、地域と連携協力し、保護者、地域住民等の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域の力を活かし、創意工夫と特色ある学校づくりを行うものとする。

2

教育委員会は、地域及び市長と連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進めるものとする。

説明

- 教育委員会による、コミュニティ・スクールの取り組みや、学校を核としたコミュニティづくりの基本的な姿勢・方針を掲げています。
- 第31条の三鷹市が先駆けて取り組んだコミュニティ・センター等を核としたコミュニティ活動の推進、第32条の市民協働センターの整備も含めた協働のまちづくりの推進、そして第33条の学校を核としたコミュニティづくりに関する規定と、いずれも三鷹市のこれまでの参加と協働の実績を踏まえた基本的な理念・方針等を定めたものです。



出資団体及び他の官公庁との連携等

第34条

市長等は、市の出資団体及び他の官公庁と連携し、総合的なまちづくりの推進を図るとともに、必要に応じ、協議会等を設置し、まちづくりの推進に関する協定等を締結することができる。

説明

- 現在、市、JR、郵便局等で設置している「公共機関連絡協議会」は、本条の協議会の一つに当たるものです。また、(公財)三鷹国際交流協会などと締結している「防災パートナーシップ協定」などは、本条で定める「まちづくりの推進に関する協定」に該当するものです。

住民投票

第35条

市内に住所を有する年齢満18歳以上の者で別に定めるものは、市の権限に属する市政の重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

- 2 前項の条例案において、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
- 3 市長は、第1項の請求を受理した日から20日以内に市議会を招集し、意見を付けてこれを市議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

4

前3項に掲げるもののほか、第1項による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第74条第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで並びに第74条の3第1項から第3項までの規定の例による。

説明

- 本条では、住民投票の請求資格、必要連署数等を定め、投票事項、投票資格等は請求時の条例で定めることとしています。投票資格や除外事項も含めた投票事項などを常設型の住民投票条例で特定してしまうのではなく、住民投票を実施する必要が生じた際に、住民が提案し、投票資格等を住民投票の実施条例で定める制度としました。
- 自治基本条例の施行と合わせて「住民投票の実施の請求に関する規則」を制定し、住民投票の請求の手續等を定めました。規則では、具体的な投票請求資格者の要件としては、年齢満18歳以上の日本国籍を有する者、年齢満18歳以上の永住外国人(永住者及び特別永住者)としています。
- 住民投票の結果に基づいて市が決定等を行うときに、市の権限に属さないもの(国、東京都等の権限)である場合は、市が必要な措置を講ずることができないため、住民投票の対象は「市の権限に属する市政の重要事項」としています。ただし、国や東京都の事業についても、市(長)が意見を表明するなどの権限は有するので、その際、住民の意向を確認するために住民投票を実施することはできます。
- 本条では、住民発議による住民投票の実施のみを定めており、市長又は議員発議による住民投票の規定はありませんが、市長又は議員が発議する場合は、地方自治法の規定に基づき、住民投票実施条例を提案することとなります。



政府間関係

国、東京都等との政府間関係

第36条

市は、基礎自治体である市町村優先の原則に基づき、国、東京都等(以下「国等」という。)との適切な政府間関係の確立が図られるよう、国等に対し制度、政策等の改善に向けた取組を積極的に行うとともに、関係団体、市民及び事業者等と連携協力し、自治基盤の強化に努めなければならない。

説明

- 今日地方分権の課題を、「中央政府」と「地方政府」間の行財政制度等の改革にとらえ、「政府間関係の改革」を進める提案は以前から行われていました。今後の分権改革を積極的に推進する市の姿勢も踏まえて、「政府間関係」の規定を用いています。
- 「市町村優先の原則」は、国連の世界地方自治憲章などでうたわれている「補完性の原則」に基づくものです。「補完性の原則」とは、事務事業を政府間で分担するに際しては、まず基礎自治体である市町村を最優先し、ついで広域自治体である都道府県が担い、国は広域自治体でも担うに相応しくない事務事業のみを担うという考え方です。

他の自治体等との連携

第37条

市は、他の自治体等と連携して、行政サービス、施設の相互利用、共通する課題への広域的対応等を行うことにより、市民サービスの向上を図り、効果的かつ効率的な市政運営を行わなければならない。

説明

- 市民ニーズの多様化や政策課題の広域化、また、より効果的・効率的に市民サービスを提供する必要性の高まりを踏まえ、三鷹市を取り巻く政策課題に対しては、市単独の取り組みに加え、近隣市をはじめとした都市間連携によって課題解決を行う必要性について定めています。

海外の自治体等との連携及び国際交流の推進

第38条

市は、海外の自治体、研究機関、市民活動団体等との連携、交流及び協力を推進するとともに、市民による公共的な国際活動への支援を行うことにより、相互理解の推進、共通する都市問題への取組及び平和、人権、環境等の地球規模の諸問題への取組を行うものとする。

説明

- 第37条が、国内の自治体等との連携を定めているのに対して、本条では、国境を越えた海外の自治体やNGO等との連携などについて定めています。

附則

この条例は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

説明

- 自治基本条例の施行に当たり、新たに関連条例の制定や市民へのPRを図るため、6カ月の準備期間を設けました。自治基本条例は平成17年10月1日に公布し、平成18年4月1日に施行しています。なお、自治基本条例は地方自治法の一部改正に伴い、平成19年4月1日に一部改正しています。



制定までの経過と取り組み

平成 12年10月	自治基本条例制定についての 市民からの提案 基本構想・第3次基本計画の策定に向け、「みたか市民プラン21会議」から提言書が市に提出され、この中で自治基本条例の制定も提案された。	17年6月	条例案を市議会へ提案 条例検討試案に寄せられた市民の意見を踏まえて条例案(議案)を決定し、市議会へ提案。市議会では、自治基本条例審査特別委員会を設置。
13年11月	基本計画に自治基本条例の制定を明記 自治基本条例の制定を主要事業とした第3次基本計画が確定。	17年9月	自治基本条例の可決・成立 特別委員会では9月まで逐条的な審議が行われるとともに、地方自治法に基づく参考人の意見聴取として学識者や市民の意見陳述も行われたのち、条例案は全会一致で可決。続く本会議でも原案どおり可決・成立。
14年10月	まちづくり研究所第2分科会の発足 西尾勝 国際基督教大学教授(当時)を座長として、自治基本条例を検討するまちづくり研究所第2分科会がスタート。	17年12月～ 18年1月	関連条例のパブリックコメントの実施 パブリックコメントと市民会議・審議会等の公開の条例検討案のパブリックコメントを実施。
14年11月～ 15年10月	第2分科会による検討 市民の傍聴のもと、分科会は平成15年10月までに12回開催され、しばしば議論は白熱した。	18年2月	自治シンポジウムの開催 自治基本条例の成立を踏まえ、これからの三鷹市の協働のまちづくりについて検討を行うために、「みたか自治シンポジウム—三鷹が創る新たな自治のかたち」を開催し220名が参加。
15年11月	第2分科会報告書の提出 西尾勝座長から清原市長へ、第2分科会報告書「三鷹市自治基本条例について」が提出された。 	18年3月	関連条例の可決・成立 市議会で、自治基本条例の関連条例である、パブリックコメント手続条例、市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例及び職員の服務の宣誓に関する条例(改正)が原案どおり可決・成立。
16年1月	フォーラムの開催 第2分科会報告書の内容を広く市民の皆さんに伝えるために、「みたかの自治基本条例を考えるフォーラム」を開催し160名が参加。	18年4月	自治基本条例及び関連規程の施行 自治基本条例及びパブリックコメント手続条例等の関連規程が施行。「広報みたか自治基本条例特集号」を発行し、自治基本条例の逐条解説等を掲載。
16年7月	条例要綱案の公表 第2分科会の提言や、フォーラムなどを通して寄せられた意見を踏まえ、「三鷹市自治基本条例要綱案」を公表。	19年4月	自治基本条例の一部改正 地方自治法の一部改正に伴い、三鷹市自治基本条例の一部を改正。第11条第1項中「助役」を「副市長」に改め、同条第2項を削除。
16年7月～ 17年2月	条例要綱案の説明と意見聴取 条例要綱案について広く意見を聞くために、まちづくり懇談会や出前説明会を開催。		
17年3月	条例検討試案の公表 条例要綱案に寄せられた意見を踏まえ、「三鷹市自治基本条例検討試案」を公表。		
17年4月～5月	条例検討試案の説明と意見聴取 条例要綱案と同様に、まちづくり懇談会や出前説明会を開催。		

資

料

編

目 次

●三鷹市基本構想	22
●三鷹市職員のサービスの宣誓に関する条例	29
●三鷹市パブリックコメント手続条例	30
●三鷹市市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例	33
●三鷹市住民投票の実施の請求に関する規則	36
●三鷹市市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例施行規則	39
●三鷹市市民会議、審議会等の設置及び委員の選任に関する基準	41
●三鷹市まちづくり研究所第2分科会報告書 「三鷹市自治基本条例について」	43
●三鷹市長が国等へ提出した意見・要望書	50

三鷹市基本構想

平成13年9月28日 市議会議決

平成27年12月21日 一部変更

「人間のあすへのまち」を求めて ～平和、人権、自治を基調として～

三鷹市基本構想は、新たな世紀における、三鷹の更なる飛躍と発展のための指針として策定されるものです。私たちは、長年にわたってこのまちをはぐくんできた全ての人びとの情熱と努力をいしずえとして、新しい三鷹の創造をめざします。

私たちは、日本国憲法に基づき、世界平和への寄与、基本的人権の尊重、協働とコミュニティに根ざした自治の推進を基調として、「人間のあすへのまち」の実現をめざします。これは、将来にわたって世界の人びとと共有すべき普遍的な理念であり、私たちが新たな世紀に掲げる基本的な目標です。私たちは、三鷹から世界に広がる地球的な視野をもって環境に配慮し、人と自然が共生できる循環型社会の実現をめざします。そして、様々な人びとと共に生き、共に責任を担いながら、協働で三鷹のまちをはぐくみつけます。

第1 目的

この三鷹市基本構想(以下「構想」とします。)は、新たな世紀における三鷹市の基本目標とその実現のための総合的かつ計画的な施策の方向を定めることを目的とします。

第2 目標年次

構想の目標年次は、おおむね2023年度(平成35年度)とします。

第3 計画人口

計画人口は、計画期間内の最大人口予測値を基礎として、おおむね180,000人とします。

第4 基本理念

構想の基本理念を、平和の希求、人権の尊重、自治の実現とします。私たちはこの基本理念を基調とし、三鷹から世界に広がる地球的な視野をもって環境に配慮し、人と自然が共生できる循環型社会の実現をめざします。そして、様々な人びとと共に生き、共に責任を担う協働のまちづくりを推進します。

第5 基本目標

構想の基本目標を「人間のあすへのまち」とします。この基本目標は、「高環境・高福祉のまちづくり」によって実現されます。

1 高環境：緑と水の公園都市の創造

安全性や利便性、快適性などの視点から、都市全体をうるおいをもった緑と水の公園都市として創造することによって、高環境のまちをめざします。

2 高福祉：いきいきとした豊かな地域社会の形成

全ての人びとが健康で安心して生活できる、文化の薫り高い、いきいきとした豊かな地域社会を形成することによって、高福祉のまちをめざします。

第6 自治体経営の基本的な考え方

協働とコミュニティの展開を基礎においた自治の推進に関する基本的な制度等を整備し、効率的で開かれた「21世紀型自治体」を実現します。自治体経営の視点から、地域における資源を最大限に活用した事業の戦略的展開を図り、変化に柔軟かつ機動的に対応できる推進体制を整備します。また、トップマネジメントと執行体制の確立、議会の権能の発揮と協力、市民、NPO、事業者等との協働を基本としながら、重点課題の設定や行政評価の実施により、効率的な行政を推進します。

1 行政の役割転換

市民満足度の向上の観点から、総合的な行政評価制度の構築や積極的な民間活力の活用などにより、行政運営に競争原理を導入します。安定した市民生活を保障するための仕組みをつくるとともに、市は主体性と責任をもちながら、行政の主な役割を、これまでの直接的なサービス提供中心のあり方から総合的なコーディネート機能を重視したあり方へと転換していきます。

2 協働のまちづくりの推進

計画の策定やその推進にあたっては、コミュニティ住区の視点を基礎に置くとともに、全市域的な視点からも地域の人財、情報、歴史、文化、自然環境、民間活力などのあらゆる資源を活用します。市民満足度を的確に把握し、市民の声を市政に反映する総合的な公聴・相談システムを構築するとともに、市民、NPO、事業者等との協働によるまちづくりを積極的に推進し、社会の変化や市民の価値観の多様化に適切に対応します。

3 成果重視の行政経営システムの確立

成果重視の行政経営システムを確立するため、達成目標の明確化、組織体制の整備、事務事業の見直しなど徹底した行財政改革を推進します。都市税財政の自立性の強化、受益と負担の適正化、財源の拡充など健全な財政運営の維持に努めます。先導的モデル事業や実証実験型事業の実施、公共施設等の改修時における新しい機能の付加などによって戦略的な事業展開を図ります。

4 柔軟で機動的な推進体制の整備

柔軟で機動的な推進体制を整備するため、横割り組織と情報システムの積極的な活用、人財の育成、危機管理体制の確立を図ります。また、国、都、他の公共機関、事業者等との連携に努めるとともに、課題に応じた広域的な都市間ネットワークを形成します。

5 透明で公正な行政の確立

行政の説明責任に基づき、市民にとってわかりやすい情報の提供に努めるとともに、積極的かつ迅速な情報公開を推進します。電子媒体を使った申請や届出など情報システムを活用した「電子自治体」の構築を図ります。男女平等参画、環境保全、バリアフリーなどの課題について行政がみずから率先し、先導役として社会全体への波及に努めます。

第7 都市空間整備の基本的な考え方

基本目標の実現に向けて、都市構造やコミュニティ住区を基礎とし、地域の特性を考慮した個性的で魅力的な都市空間の整備を図ります。また、都市計画道路等の整備による格子状の都市構造の形成にあわせて、防災やまちづくりの基礎単位となるブロックを設定します。さらに、人口が適正な規模となるよう努めるとともに、災害に強い都市の形成を基本に、良好な環境と都市の利便性が調和し、景観に配慮した高品質の都市空間を創造します。

1 都市構造を基礎とした整備

1 都市の骨格

都市空間の骨格の形成を図るため、広域的な視点もふまえた都市軸や歩行者を中心とした緑と水の軸線を設定します。

2 都市の拠点

都市空間の重点的・先行的な整備や誘導を図るため、地域の特性に応じて活性化、文化・スポーツ、緑と水などの拠点を設定します。

3 都市のゾーニング

住宅地、商業地、工場、農地など、土地利用の特性に基づいた機能分担と連携を図るため、住環境、自然環境、活動環境の視点によるゾーニングを行います。

2 コミュニティ住区を基礎とした整備

コミュニティ住区を基礎とした協働のまちづくりにより、コミュニティ意識の醸成を図りながら、個性ある魅力的な都市空間を創造します。

第8 「高環境・高福祉のまちづくり」を進める8つの施策

基本目標である「人間のあすへのまち」は、「高環境・高福祉のまちづくり」を進める8つの施策によって推進されます。

1 世界に開かれた平和・人権のまちをつくる

1 基本的視点

全ての人の基本的人権を保障し、人種、国籍、性、信条、障がいの有無、社会的身分などによるあらゆる差別の解消を基本原則として、平和を希求し、世界に開かれた平和・人権のまちをつくります。

2 施策の方向

①国際化の推進

人権を尊重し、多様な文化を理解し合う地球市民意識の醸成を図りながら、地域での市民主体による広範な国際交流活動を推進するとともに、海外の自治体や団体との連携に努め、外国籍市民等にも暮らしやすく、世界に開かれたまちづくりを進めます。

②平和・人権施策の推進

憲法の平和主義と人権の尊重の精神に基づく平和施策の推進を図るとともに、地球市民としての自覚をはぐくみ、人権意識の定着化を図ります。

③男女平等参画社会の実現

男女が自立した個人として尊重され、あらゆる分野で平等に活動できるよう、男女の固定的な役割分担を見直すとともに、積極的に格差是正に取り組むことにより、男女平等参画社会の実現を図ります。

2 魅力と個性にあふれた情報・活力のまちをつくる

1 基本的視点

市民生活の充実や地域の発展に向けて、魅力ある地域産業の育成、都市基盤および情報通信基盤の整備、情報ネットワークの形成を図ることによって、情報・活力のまちをつくります。

2 施策の方向

①情報環境の整備

都市の活性化を促進するため、情報通信技術の革新に対応した基盤整備を行うとともに、市民、NPO、事業者等と協働して情報ネットワークの形成を進めます。また、個人情報の保護や情報格差の是正等に努め、安全で利用しやすい情報環境の実現を図ります。

②都市型農業の育成

様々な機能を持つ農地を都市の貴重な資源として計画的に保全し、都市型農業を育成するとともに、地域との積極的な交流促進を図ります。

③都市型産業の育成

地域社会と共生し、住環境と調和した都市型工業への転換を支援するとともに、研究開発型企業や情報通信技術を活用したSOHOなどの育成・誘致を図り、都市型産業の発展に努めます。

④商業環境の整備

三鷹駅前中心市街地の活性化を図るとともに、幹線道路沿道の周辺環境との調和ある発展や地域商店街の整備に努め、地域の特性に合った魅力ある買物空間の創出に努めます。

また、市内および近隣の集客力の高い文化・スポーツ施設と連携した商業振興を図ります。

⑤消費生活の向上

市民の多様化・複雑化する消費生活に対応した適切な情報提供や相談業務の拡充、学習啓発活動の充実を図り、消費者の自立支援と保護に努めます。

また、勤労者の福利厚生の実施を図り、雇用問題を含め、安心して働ける条件を整えます。

⑥再開発の推進

三鷹駅前地区や工場跡地などの都市空間の再開発を進め、地域特性を活かした魅力と活力のあるまちづくりに向けた都市機能の修復・強化を図ります。再開発にあたっては、景観や環境に配慮するとともに、防災機能の向上に努めます。

3 安全とうるおいのある快適空間のまちをつくる

1 基本的視点

災害に強い都市基盤の整備を図ることを基本に、バリアフリーのまちづくりを推進し、都市の利便性と緑や水などの自然環境が調和した、うるおいのある快適空間のまちをつくります。

2 施策の方向

①安全で快適な道路の整備

誰もが安心して生活できるようバリアフリー化を積極的に推進し、安全で快適な道路空間を形成するとともに、周辺環境に配慮しながら幹線道路や生活道路等の重点的な整備を進めます。

②緑と水の快適空間の創造

まち全体が緑豊かでうるおいのある快適な空間となるよう緑と水の保全、回復、創出およびネットワーク化を推進するとともに、地域の特性を活かした都市景観を形成します。

③住環境の改善

市民一人ひとりの安全で快適な住環境への配慮と相互理解のもと、協働による重点的なまちづくりを推進するとともに、建築指導の強化を図ります。また、日常的な防犯対策の実施に努めます。

④災害に強いまちづくりの推進

市民の生命と財産を守るため、幹線道路の整備や災害危険度が高い地域の改善など都市の防災化を推進するとともに、自主防災組織の支援の実施、危機管理体制の強化、防災設備の拡充や災害時における弱者対策など災害に強いまちづくりを推進します。

⑤都市交通環境の整備

人と環境に配慮した総合的な交通対策を確立し、バス交通網の整備や自転車交通施策の実施・強化を図るとともに、新しい交通システムの導入に取り組みます。また、地域内通過交通の抑制や交通安全施設の設置など日常的な対策を拡充します。

4 人と自然が共生できる循環・環境のまちをつくる

1 基本的視点

地球環境の保全の視点に立って、持続的な発展が可能な循環型社会の実現に向けて、人と自然が共生できる良好な環境のまちをつくります。

2 施策の方向

①環境保全の推進

地域の発展が自然環境や生活環境と調和した都市となるよう、環境に関する意識の向上に努めるとともに、公害の防止、自然環境の保全・回復、エネルギーの有効活用など環境保全の推進を図ります。

②資源循環型ごみ処理の推進

行政、市民、NPO、事業者等がそれぞれの役割に基づいて連携・協力し、ごみの発生の抑制、循環資源の再利用・再利用率に努め、最終処分場への負荷を最小限にとどめるよう努力します。

③水循環の促進

都市基幹施設である下水道施設の更新と広域的な視点からの再構築を図るとともに、合流式下水道の改善、雨水浸透施設による地下水の涵養^{かん}や雨水利用など水資源の有効活用に努め、水循環の促進を図ります。

5 希望と安心にみちた健康・福祉のまちをつくる

1 基本的視点

全ての市民が健康で安心できる豊かな生活をおくることができるよう、利用者の視点に立ったサービス提供システムを市民、NPO、事業者等と行政の協働によって確立します。バリアフリー化とサービスの質を保障する仕組みの構築を進め、コミュニティ住区等に基礎を置いた健康・福祉のまちをつくります。

2 施策の方向

①地域福祉の推進

高齢者や障がい者が地域に生きる一員として尊重され、自立的に生活できる地域社会をつくるため、保健、医療、福祉の連携を基礎とした福祉を支える環境づくりを推進し、市民、NPO、事業者等と行政の協働によるサービス提供体制の拡充を図ります。

②高齢者福祉の充実

高齢者が生きがいを持ち、地域の中で自立して生活できる環境づくりを介護保険制度などの運営を基礎として推進します。また、事業者やNPOなどによる高齢者へのサービス提供が、利用者の視点に立ったものとなるよう、システムの確立に努めます。

③障がい者福祉の充実

障がい者が人権を尊重され、個性を活かしつつ社会の一員として自立した生活をおくするための条件を整えるとともに、利用者の視点に立ったサービスが適切に受けられるよう、障がい者福祉の充実に努めます。

④生活支援の充実

生活保護世帯に対する的確な保護の実施と自立に向けた相談、助言および援助の充実に努めます。国民年金の相談体制、国民健康保険事業の充実を図るとともに、制度の改善を国に要請します。

⑤健康づくりの推進

健康な地域づくりを推進するため、疫病の予防・早期発見施策を充実するとともに、保健、医療、福祉の連携による総合的な健康・福祉サービスの提供に努めます。

6 いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちをつくる

1 基本的視点

全ての子どもが人権を尊重され、家庭、学校や保育園等、地域の連携の中でいきいきと毎日をおくることができるようになります。また、学校が健やかな心と体をはぐくむ豊かな学びの場となるよう施策を充実し、社会性と想像力を備え、個性にあふれた子どもが輝く教育・子育て支援のまちをつくります。

2 施策の方向

①子どもの人権の尊重

全ての子どもの人権が尊重され、性別、国籍、障がいの有無にかかわらずのびのびと生活し、いかなる場合においても虐待や差別を受けることのないよう、施策の拡充に努めます。また、子どもが地域社会の中で自主性や創造性ととも社会性を養えるよう、地域と家庭の連携によって子どもの成長を支援する施策の充実に努めます。

②子育て支援の充実

誰もが安心して子育てができるよう、在宅の子育て支援、保育園・学童保育所・児童館などの子育て支援事業の充実、ひとり親家庭の支援、保育園・幼稚園・学校の連携などにより子育て支援の充実に努めます。

③魅力ある教育の推進

子ども一人ひとりがいきいきと育つ学校教育の実現をめざして基礎的・基本的な内容を重視した指導を行います。さらに総合的な学習を基礎とした国際化や情報化、地域への参加や自然との共生など、子どもの個性に対応できる、新しい教育課題への取り組みを進めます。また、地域と密接な連携を図り、多様なニーズに対応できる三鷹らしい教育をめざします。

④安全で開かれた学校環境の整備

学校を児童・生徒にとって優れた教育の場にするとともに、子どものための遊び場として、また、幼児から高齢者まで、ひろく市民に開かれた場として地域の財産となるよう、学校の公園的な整備と複合的な活用を進めます。

7 創造性と豊かさをひろげる生涯学習・文化のまちをつくる

1 基本的視点

幼児から高齢者まで、市民誰もが、いつでもどこでも学び、活動することができるよう、場と仕組みの整備と充実を図り、生涯にわたって豊かな人生がおくれる生涯学習・文化のまちをつくります。

2 施策の方向

①生涯学習の推進

市民一人ひとりが、みずからを高める機会を生涯にわたって確保できるよう、小・中学校等の積極的な活用を図り、市民参加型の生涯学習を推進します。様々な学びの場としての「市民大学」に関する施策を拡充し、総合的な生涯学習施設の整備を図ります。

また、図書館活動の充実を図るとともに、関連施設との相互協力とサービスのネットワーク化を進めます。

②市民スポーツ活動の推進

市民の健康・体力の増進を図り、いきいきとした市民生活を実現するため、幼児から高齢者まで、誰でも参加できる地域単位の総合的なスポーツ活動の振興を関係団体と協力しながら推進するとともに、スポーツ施設の建設・整備を進めます。

③芸術・文化のまちづくりの推進

市民の芸術・文化活動を支援するとともに、全国に発信できる文化施設の整備や既存の文化施設の活用・充実に努めます。地域の歴史や文化にかかわる資源の保存、展示、ネットワーク化により、芸術・文化の資源を活かした魅力あるまちの創造を図ります。

8 ふれあいと協働で進める市民自治のまちをつくる

1 基本的視点

協働とコミュニティの展開を基礎においた自治の基本的な制度等を整備するとともに、市民の自立した活動を支援する施策の拡充を図り、市民、NPO、事業者等と行政が協働する市民自治のまちをつくります。

2 施策の方向

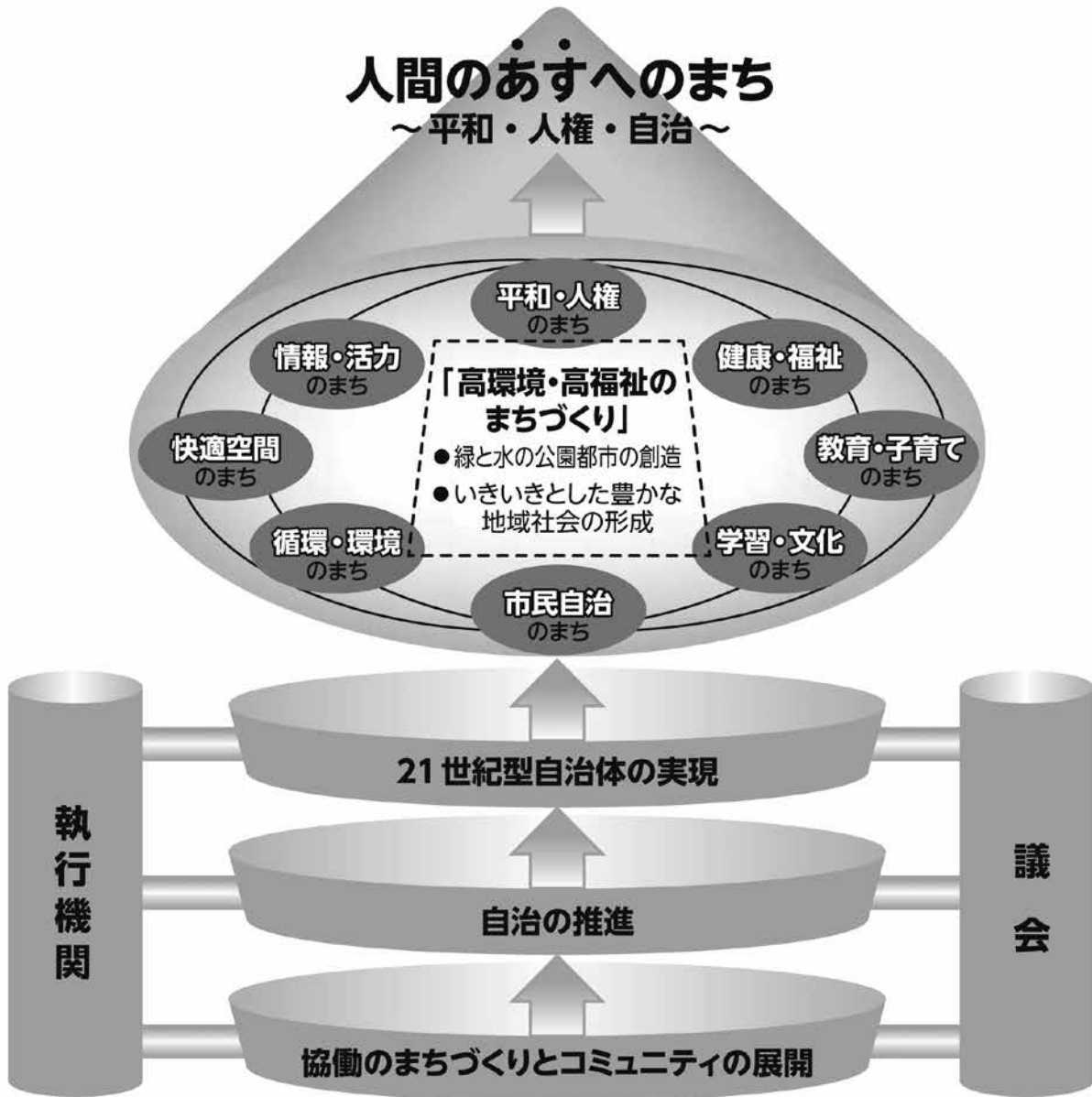
①コミュニティの展開と協働のまちづくりの推進

地域環境の向上と市民生活の充実に向けて、市民、NPO、事業者等と行政が、それぞれの役割に応じて協働するコミュニティの新たな展開を図ります。まちづくりに関する調査研究、実行、評価などを行うNPO等への支援に努めます。また、NPO等の活動の充実やネットワーク化に向けた支援のため、施設整備や制度の創設を図ります。環境や福祉の活動等と連携した地域通貨などの新たなルールや仕組みづくりへの支援に努めます。

②「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立

「21世紀型自治体」を実現するため、総合的な行政評価システムの確立や積極的な民間活力の活用、戦略的な事業展開による成果重視の行政システムの構築などに取り組みます。また、行政情報のより積極的な公開や「電子自治体」に向けた基盤の整備を進め、多様で広範な市民参加による協働のまちづくりを推進します。議会との整合を図りながら協働とコミュニティの展開を基礎においた自治の推進に関する基本的な制度等を整備します。地方分権の更なる推進に向け国や都に対して権限と税財源の適正な配分と拡充を求め、都市自治の確立に努めます。

新しい三鷹の創造



三鷹市職員の服務の宣誓に関する条例

昭和26年3月3日

条例第33号

趣旨

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条の規定に基づき職員(市立学校の校長、教員及び事務職員を含む。以下同じ。)の服務の宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

服務の宣誓

第2条 新たに職員となった者は、任命権者(市立学校の校長、教員及び事務職員にあっては、教育委員会。以下同じ。)又は任命権者の指定する職員の面前において宣誓書(様式第1号又は様式第2号)に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。

委任

第3条 この条例に定めるもののほか、職員の服務の宣誓に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

(附則中略)

附則(平成19年3月12日条例第4号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)
(教育公務員を除く職員)

様式第2号(第2条関係)
(教育公務員)

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護するとともに、三鷹市自治基本条例を遵守することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名 (印)

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護するとともに、三鷹市自治基本条例を遵守することを固く誓います。

私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名 (印)

三鷹市パブリックコメント手続条例

平成18年3月30日

条例第3号

目的

第1条 この条例は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、市政における公正の確保と透明性の向上及び市民参加の促進を図り、もって開かれた市政運営と協働のまちづくりを推進することを目的とする。

定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **市民等** 市内に住み、若しくは市内で働き、学び、若しくは活動する人又は次条の規定による手続に係る事案に利害関係を有するものをいう。
- (2) **市長等** 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

パブリックコメント手続

第3条 市長等は、次条第1項各号に規定する政策等の策定等を行うときは、当該政策等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、意見の提出先及び意見の提出のための期間を定めて広く市民等の意見を求める手続(以下「パブリックコメント手続」という。)を実施しなければならない。

対象

第4条 前条の規定によりパブリックコメント手続を実施するものは、次に掲げるもの(以下「政策等」という。)の制定、改正、策定等(以下「政策等の策定等」という。)とする。

- (1) 次に掲げる条例の案
 - ア 市の基本的な制度を定める条例
 - イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例
 - ウ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例
- (2) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則等
- (3) 総合計画等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における計画その他基本的な事項を定める計画
- (4) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長等が特に必要と認めるもの

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前条及び前項の規定は適用しない。

- (1) 緊急に政策等の策定等を行う必要があるため、パブリックコメント手続を実施することが困難であるとき。
- (2) 金銭の徴収又は予算の定めるところにより行う金銭の給付に関する政策等の策定等を行うとき。
- (3) 他の法令等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整備その他のパブリックコメント手続を実施することを要しない軽微な変更を行うとき。
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会提出するとき。

3 市長等は、前項第1号の理由によりパブリックコメント手続を実施できない場合は、政策等の策定等を行ったときにその理由を第8条第2項の規定により公表するとともに、市民等の意見を聴くよう努めるものとする。

意見提出期間

第5条 第3条の規定により定める意見の提出のための期間(以下「意見提出期間」という。)は、政策等の案の公表の日から起算して3週間以上でなければならない。

パブリックコメント手続の特例

第6条 市長等は、前条に規定する意見提出期間について、3週間以上の期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、その理由を明らかにして、3週間を下回る意見提出期間を定めることができる。

2 市長等は、国又は他の地方公共団体、他の執行機関、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び市長等が設置するこれに準ずる機関等が、パブリックコメント手続に準じた手続を経て定めた報告、答申等と実質的に同一の政策等の策定等を行うとき、又は法令等により縦覧等の手続が義務付けられている政策等の策定等に当たってパブリックコメント手続と同等の効果を有すると認められる意見聴取手続を行うときは、自らパブリックコメント手続を実施することを要しない。

パブリックコメント手続の情報提供

第7条 市長等は、パブリックコメント手続を実施するに当たっては、当該パブリックコメント手続の実施に関連する情報の提供に努めるものとする。

施策等の案の公表等

第8条 第3条の規定により政策等の案とともに公表する関連資料は、政策等の趣旨、目的、概要その他の当該政策等の案を理解するために必要な情報及び資料とする。

2 第3条の規定による公表は、市長等が指定する場所での閲覧又は配付、インターネットを利用した閲覧の方法等により行うものとする。この場合において、当該公表を行った後、前条の規定による情報提供として、速やかに市の広報紙に政策等の案の概要等を掲載するものとする。

意見の提出

第9条 第3条に規定する意見の提出の方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール、直接持参その他市長等が必要と認める方法とする。

2 意見を提出しようとするものは、原則として住所、氏名等を、法人その他の団体にあつては、所在地、団体名、代表者の氏名等を明らかにするものとする。

提出意見の考慮

第10条 市長等は、パブリックコメント手続を実施して政策等の策定等を行う場合は、意見提出期間内に市長等に対し提出された当該政策等の案についての意見(以下「提出意見」という。)を十分に考慮しなければならない。

結果の公表等

第11条 市長等は、パブリックコメント手続を実施して政策等の策定等を行った場合は、提出意見の概要(提出意見がなかった場合にあつては、その旨)及び提出意見に対する市長等の考え方並びに政策等の案を修正したときは修正内容を速やかに公表しなければならない。

2 市長等は、前項の規定により提出意見を公表することにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を公表しないことができる。

3 第8条第2項の規定は、第1項の規定による公表の方法について準用する。

委任

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成18年4月1日から施行し、同日以後に第3条の規定により実施するパブリックコメント手続について適用する。

三鷹市市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例

平成18年3月30日

条例第4号

目的

第1条 この条例は、市民会議、審議会等の会議の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障に資するとともに、市民参加の促進を図り、もって開かれた市政の実現を推進することを目的とする。

対象とする会議

第2条 この条例の対象とする会議は、市の事務又は事業について市民、学識者等の意見を市政に反映させるため、市民、学識者等を構成員として市長その他の執行機関(以下「実施機関」という。)に設置された審議、審査、調査又は調停を行う市民会議、審議会等の会議とする。

会議の公開の原則

第3条 市民会議、審議会等の会議は、これを公開する。

不服申立て等に係る会議の非公開

第4条 前条の規定にかかわらず、不服申立て、苦情、あっせん及び調停に係る会議は、非公開とする。ただし、次に掲げる場合においては、市民会議、審議会等は、会議に諮り、口頭審理等(市民会議、審議会等が不服申立て若しくは苦情の申立人又はあっせん若しくは調停の当事者から意見等を聴取する審理等をいう。以下同じ。)を公開することができる。

- (1) 不服申立て又は苦情に係る口頭審理等について当該申立人から公開の申立てがあるとき。
- (2) あっせん又は調停に係る口頭審理等について当該当事者の双方から公開の申立てがあるとき。

非公開とすることができる会議

第5条 第3条及び前条ただし書の規定にかかわらず、市民会議、審議会等は、会議に諮り、市民会議、審議会等の会議の内容が次の各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、その全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 法令の定めるところにより、明らかに公開することができないと認められる事項
- (2) 個人に関する事項(事業を営む個人の当該事業に関する事項を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの。ただし、当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第1項に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該事項がその職務の遂行に係る事項であるときは、当該事項のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分を除く。
- (3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する事項又は事業を営む個人の当該事業に関する事項であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を著しく害すると認められるもの。ただし、次に掲げる事項を除く。
ア 事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある危害から人の生命、身体及び健康を保護するために、公開することが公益上必要であると認められる事項

- イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公開することが公益上必要であると認められる事項
 - ウ ア又はイに掲げる事項に準じる事項であって、公開することが公益上特に必要であると認められる事項
- (4) 市政運営に関する事項であって、次に掲げるもの
- ア 市と国、他の地方公共団体又は公共的団体(以下「国等」という。)との間における協議、依頼、委任等により実施機関が作成し、又は取得した事項であって、公開することにより、市と国等の協力関係が著しく損なわれるおそれのあるもの
 - イ 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国等の機関との間における審議、協議、検討、調査研究等の意思形成過程における事項であって、公開することにより、公正又は適正な意思形成が著しく妨げられるおそれのあるもの
 - ウ 実施機関(市長を除く。)、市の執行機関の附属機関及び専門委員並びにこれらに類するもの(以下「合議制機関等」という。)の会議に係る審議資料、議決事項、会議録等の事項であって、公開することにより、当該合議制機関等の公正又は適正な議事運営が著しく損なわれるおそれのあるもの
 - エ 工事等の起工書、用地の買収計画、交渉の方針、争訟の処理方針、監査又は検査の計画その他実施機関が行う事務事業に関する事項であって、公開することにより、当該事務事業の目的が著しく損なわれるおそれのあるもの、特定のものに不当な利益又は不利益が生じるおそれのあるもの、関係当事者間の信頼関係が著しく損なわれるおそれのあるものその他当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正又は適正な執行が著しく妨げられるおそれのあるもの
 - オ 市の職員の人事に関する事項であって、公開することにより、人事行政に著しい支障が生じるおそれのあるもの
 - カ 公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防、行政上の義務違反の取締りその他の公共の安全と秩序の維持に著しい支障が生じるおそれのあるもの

会議開催の事前公表

第6条 実施機関は、市民会議、審議会等の会議の日時、会場等を1週間前までに実施機関が指定する場所での閲覧、インターネットを利用した閲覧等の方法により公表しなければならない。ただし、緊急に市民会議、審議会等の会議が開催されるときは、この限りではない。

会議の傍聴

第7条 何人も、第4条又は第5条の規定により市民会議、審議会等の会議が非公開とされたときを除き、市民会議、審議会等の会議を傍聴することができる。ただし、会場等の状況に応じ、傍聴することができる者に定員を定めるものとする。

2 市民会議、審議会等の会議を傍聴する者は、会場の秩序維持に関し市民会議、審議会等の長の指示に従わなければならない。

会議資料の提供等

第8条 市民会議、審議会等の会議が公開されるときは、当該会議に付する資料(三鷹市情報公開条例(昭和62年三鷹市条例第28号)第8条第1項各号に該当する情報が記載されているものを除く。)を当該会議を傍聴する者に提供し、又は閲覧に供しなければならない。

会議録の作成

第9条 実施機関は、市民会議、審議会等の会議について、会議録(市民会議、審議会等の会議の内容の要旨を記録したものをいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

会議録の写しの閲覧

第10条 実施機関は、公開された市民会議、審議会等の会議に係る会議録の写しを実施機関が指定する場所での閲覧及びインターネットを利用した閲覧に供しなければならない。

運用状況の公表

第11条 市長は、この条例の運用状況について、毎年度公表するものとする。

2 市長は、実施機関に対し、この条例の運用状況について報告を求めることができる。

特別の定めのある場合の取扱い

第12条 市民会議、審議会等の会議の公開等について法令に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

委任

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附則

この条例は、平成18年4月1日から施行し、同日以後に第6条の規定により事前公表する市民会議、審議会等の会議について適用する。

三鷹市住民投票の実施の請求に関する規則

平成18年3月31日

規則第26号

趣旨

第1条 この規則は、三鷹市自治基本条例(平成17年三鷹市条例第17号。以下「条例」という。)第35条第1項の規定による住民投票の実施の請求(以下「住民投票実施請求」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

請求資格者

第2条 条例第35条1項の別に定めるものとは、次の各号のいずれかに該当する者で、次条第1項に規定する住民投票実施請求資格者名簿に登録されたもの(以下「請求資格者」という。)をいう。

- (1) 日本国籍を有する者で、その者に係る三鷹市の住民票が作成された日(他の市区町村から三鷹市の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日から引き続き3箇月以上三鷹市の住民基本台帳に登録されているもの。ただし、永住外国人が日本国籍を有する者となったときは、次号の規定により登録され又は居住地変更の登録を申請した日から、その者が日本国籍を有する日の前日までの期間は、それに引き続き三鷹市の住民基本台帳に登録される期間に通算されるものとする。
- (2) 永住外国人で、その者に係る三鷹市の住民票が作成された日(他の市区町村から三鷹市の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の46及び第30条の47の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日から引き続き3箇月以上三鷹市の住民基本台帳に登録されているもの

2 前項の永住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
- (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者

請求資格者名簿の登録等

第3条 市長は、第7条第1項の規定による住民投票実施請求代表者証明書の交付申請があったときは、当該申請のあった日現在において前条第1項各号のいずれかに該当する者を住民投票実施請求資格者名簿(様式第1号。以下「請求資格者名簿」という。)に登録するものとする。

2 請求資格者名簿は、当該住民投票実施請求についてのみ効力を有する。ただし、当該住民投票実施請求を受けた日において、当該住民投票実施請求以外の住民投票実施請求があったときは、各住民投票実施請求を通じて一の請求資格者名簿とする。

請求に必要な署名数の告示等

第4条 市長は、前条第1項の規定により請求資格者名簿に登録した者の総数の50分の1の数(その数に1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる。以下同じ。)を、その登録を行った日後直ちに告示しなければならない。

2 市長は、毎年9月1日現在で、第2条第1項各号のいずれかに該当する者の総数の50分の1の数を、当該月の10日までに告示しなければならない。

補正登録等

第5条 市長は、第3条第1項の規定により請求資格者名簿の登録をした日後、当該登録の際に請求資格者名簿に登録される資格を有する者が請求資格者名簿に登録されていないことを知ったときは、その者を直ちに請求資格者名簿に登録しなければならない。

2 市長は、請求資格者名簿に登録された者の記載内容に変更があったこと、又は誤りがあることを知ったときは、直ちにその記載の修正又は訂正をしなければならない。

3 市長は、請求資格者名簿に登録された者について、登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったときは、その者を直ちに請求資格者名簿から抹消しなければならない。

記載内容の開示請求等

第6条 請求資格者名簿に登録された者の記載内容の開示請求、訂正の請求等は、三鷹市個人情報保護条例(昭和62年三鷹市条例第29号)の規定に基づき行うものとする。

請求の手続

第7条 住民投票実施請求をしようとする代表者(以下「住民投票実施請求代表者」という。)は、その請求の要旨(1,000字以内)その他必要な事項を記載した住民投票実施請求書(様式第2号)及び条例案を添え、市長に対し、住民投票実施請求代表者証明書交付申請書(様式第3号)により住民投票実施請求代表者証明書(様式第4号)の交付を申請しなければならない。

2 前項の申請があったときは、市長は、第3条第1項の規定による請求資格者名簿の登録を行った日後、直ちに当該申請をした住民投票実施請求代表者が当該請求資格者名簿に登録された者であるかどうかを確認し、確認できたときは、当該住民投票実施請求代表者に前項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

3 住民投票実施請求代表者は、住民投票実施請求者署名簿(様式第5号)に住民投票実施請求書又はその写し、住民投票実施請求代表者証明書又はその写し及び条例案を付して、請求資格者に対し、署名(盲人が公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。)をし印を押すことを求めなければならない。

4 住民投票実施請求代表者は、請求資格者に委任し、前項の規定により署名をし印を押すことを求めることができる。この場合において、委任を受けた者(以下「受任者」という。)は、住民投票実施請求書又はその写し、住民投票実施請求代表者証明書又はその写し及び条例案並びに次項に規定する住民投票実施請求署名収集委任状を付した住民投票実施請求者署名簿を用いなければならない。

5 住民投票実施請求代表者は、前項の規定により署名をし及び印を押すことを求めるための委任をしたときは、受任者に対し、住民投票実施請求署名収集委任状(様式第6号)を交付するとともに、直ちに受任者の氏名及び委任の年月日を署名収集委任届出書(様式第7号)により市長に届け出なければならない。

6 第3項及び第4項の署名及び印は、第2項の規定による告示があった日から1箇月以内でなければこれを求めることができない。ただし、条例第35条第4項の規定によりその例によることとされた地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第7項の規定により署名を求めることができないこととなったときは、その期間は、同項の規定により署名を求めることができないこととなった期間を除き、第2項の規定による告示があった日から31日以内とする。

7 住民投票実施請求者署名簿に署名をし印を押した者の数が第4条第1項の規定により告示された請求資格者名簿に登録した者の総数の50分の1以上の数となったときは、住民投票実施請求代表者は、前項の規定による期間満了の日の翌日から5日以内に住民投票実施請求者署名簿(署名簿が2冊以上に分かれているときは、これを一括したもの)を市長に提出しなければならない。

8 住民投票実施請求代表者は、条例第35条第4項の規定によりその例によることとされた地方自治法第74条の2第6項の規定により住民投票実施請求者署名簿の返付を受けた日から5日以内に、市長に対し、住民投票実施請求書に住民投票実施請求者署名簿、住民投票実施請求署名収集証明書(様式第8号)及び条例案を添えて住民投票実施請求を行わなければならない。

選挙管理委員会への事務の委任

第8条 条例第35条第4項の規定によりその例によることとされた地方自治法第74条の2第1項から第3項まで及び第6項並びに第74条の3第2項及び第3項並びに前条第7項の規定による事務は、選挙管理委員会に委任する。

委任

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(附則中略)

附則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

様式(省略)

三鷹市市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例施行規則

平成18年3月31日

規則第48号

趣旨

第1条 この規則は、三鷹市市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例(平成18年三鷹市条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

会議開催の事前公表

第2条 条例第6条に規定する市民会議、審議会等の会議開催の事前公表は、会議開催のお知らせ(別記様式)を総務部相談・情報課(以下「相談・情報課」という。)に備え置くとともに、当該お知らせに掲げる事項を市のホームページに登載することにより行うものとする。

会議の傍聴等

第3条 市民会議、審議会等の会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)の定員は、会議の都度、実施機関が定める。

2 傍聴人は、先着順により決定する。ただし、傍聴を希望するものが前項の定員を超えることが明らかな場合等は、事前申込み、抽選等によることができる。

3 傍聴人は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言をしないこと。
- (3) はち巻、腕章等を着用し、又は旗、プラカード等掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (5) 会議場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、市民会議、審議会等が特別の理由により承認した行為については、この限りでない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

4 傍聴人は、条例第4条又は第5条の規定により市民会議、審議会等の会議が非公開とされたときは、速やかに退場しなければならない。

5 傍聴人が前2項の規定に違反するときは、市民会議、審議会等は、これを退場させることができる。

会議資料

第4条 条例第8条に規定する会議資料の提供等は、市民会議、審議会等の構成員と同様に傍聴人に配布することにより行うものとする。ただし、会議資料のうち、図面、地図、写真、報告書等については、当該会議が終了するまでの間、会議場に備え置き、傍聴人の閲覧に供することにより行うことができる。

会議録

第5条 条例第9条に規定する会議録には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所

- (4) 出席した者の氏名
- (5) 議題及び会議の公開又は非公開の別
- (6) 非公開の理由(会議を非公開とした場合に限る。)
- (7) 傍聴人の数(会議を公開した場合に限る。)
- (8) 発言の内容(市民会議、審議会等が必要と認める場合は、発言者の氏名を含む。)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市民会議、審議会等が必要と認める事項

2 市民会議、審議会等の庶務を処理する課及び局(以下「事務局」という。)は、市民会議、審議会等の会議終了後、速やかに会議録を作成しなければならない。この場合において、当該会議録の内容について、市民会議、審議会等が指定した者の確認を得るものとする。

3 事務局は、会議録が公開された会議である場合は、その写しを相談・情報課に送付しなければならない。

会議録の写しの閲覧

第6条 相談・情報課は、前条第3項の規定により会議録の写しの送付を受けたときは、直ちに当該会議録の写しを三鷹市市政資料室に備え置き、当該会議録に係る会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで閲覧に供しなければならない。

運用状況の公表

第7条 条例第11条の規定による運用状況の公表は、年度ごとの会議の開催数、非公開とした会議の開催数及び傍聴人の数について、市広報紙及び市のホームページへの掲載により行うものとする。

委任

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(附則中略)

附則(平成22年3月31日規則第24号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の関係規則の規定により調製された様式類で、現に残存するものについては、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

様式(省略)

三鷹市市民会議、審議会等の設置 及び委員の選任に関する基準

平成18年3月24日
17三総職発第714号

趣旨

第1条 この基準は、三鷹市自治基本条例(平成17年三鷹市条例第17号)第30条の規定に基づき、市民、学識者等の意見を市政に反映させ、協働のまちづくりの推進を図るとともに、市民会議等の活性化及び公正で透明な運営を実現するため、市民会議等の設置及び委員の選任に関し必要な事項を定めるものとする。

用語の定義

第2条 この基準において、「市民会議等」とは、市の事務又は事業について市民、学識者等の意見を市政に反映させるため、市民、学識者等を構成員として市長その他の執行機関に設置された審議、審査、調査又は調停を行う市民会議、審議会等の会議をいう。

市民会議等の設置の原則

第3条 市民会議等の設置は、行政の簡素化、効率化及び行政責任の明確化の見地との調和を図りつつ行うものとする。

2 市民会議等の設置は、法令により設置が義務付けられている場合を除き、その必要性を十分に検討し、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 設置目的及び協議又は審議事項は、他の市民会議等と重複しないようにすること。
- (2) 弾力的かつ機能的な運営を図るため、適宜、部会、分科会等を設置すること。
- (3) 原則として、設置期間又は廃止時期を定めること。

委員の選任

第4条 市民会議等の委員の選任は、法令等に定めのあるものを除き、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 委員の数は、実効性のある審議及び円滑な運営を確保するため、概ね20人程度とすること。ただし、市民会議等の設置の趣旨等を考慮して、特に必要がある場合は、この限りでない。
- (2) 委員の選任に当たっては、市民の幅広い参加を保障する観点から、原則として、公募枠を設けること。
- (3) 委員の選任に当たっては、男女平等参画社会を目指す三鷹市男女平等参画条例(平成18年三鷹市条例第2号)の趣旨及び三鷹市男女平等行動計画に定める平等参画指標を踏まえ、男女の比率の均衡に努めること。
- (4) 委員の年齢構成は、各年代層の意見を反映できるようその均衡に配慮すること。
- (5) 団体の推薦により委員を選任する場合は、当該団体の代表者に限らず、市民会議等の所掌事務にふさわしい知識や経験を有する者の推薦を求めるものとする。
- (6) 委員は、原則として、引き続いて3任期又は引き続いて10年のどちらか長い期間を超えて在任しないものとする。
- (7) 委員の他の市民会議等との兼任は、行わないこと。ただし、法令等及び審議内容等からやむを得ない場合に限り、原則として、3を超えない範囲で兼任することができる。

謝礼

第5条 市民会議の委員に対し、交通費相当額を謝礼として支給することができる。ただし、次に掲げる委員に対しては、別に謝礼の額を定めることができる。

- (1) 専門的知識を有する者
- (2) 特別の事情を有する者

市民会議等の見直し

第6条 市民会議等で次の各号のいずれかに該当するものは、廃止又は統合するものとする。

- (1) 既に目的が達成されたもの
- (2) 社会経済情勢や市民ニーズの変化等により著しくその役割が低下してきているもの
- (3) 他の行政手法により代替可能なもの
- (4) 設置目的及び所掌事項が他の市民会議等と類似又は重複しているもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、行政の簡素化及び効率化の見地から統合が望ましいもの

協議等

第7条 市民会議等の所管部長は、新たに市民会議等を設置する場合又は既に設置されている市民会議等を廃止若しくは統合する場合は、事前に総務部長に協議するものとする。

2 委員等に変更があった場合は、速やかに総務部長に報告するものとする。

(附則中略)

附則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

三鷹市まちづくり研究所第2分科会報告書 「三鷹市自治基本条例について」

平成15年11月5日

I 報告にあたって

1 第2分科会設置の経緯

自治基本条例は、本格的な分権時代を迎え、「自治体の憲法」として市政運営の基本理念や基本方針などを基本条例として定めるもので、平成13年度から施行された北海道ニセコ町の「まちづくり基本条例」を先駆けとして、その後、多くの自治体で検討が進められている。

三鷹市は、基本構想・第3次基本計画の策定において、市民の提言なども踏まえて自治基本条例の制定を計画に掲げた。その後、平成14年10月に、三鷹市まちづくり研究所に「自治基本条例の検討」を研究テーマとして第2分科会が設置され、学識研究員3名、公募を含めた市民研究員8名を構成メンバーとして研究が始められた。第2分科会では、これまで12回の研究会を開催し、約1年間をかけて自治基本条例に定める内容について集中的に検討してきたものである。

2 市民に開かれた分科会運営を目指して

第2分科会は、「三鷹市の憲法」ともなる自治基本条例を検討するという性質から、より多くの市民に検討状況を知らせる必要があるとの運営方針に基づき、まちづくり研究所としては初めて、事前に開催日程を市の広報やホームページで公表し、広く市民への傍聴を呼びかけることとした。そのため、毎回、熱心な市民がノートを取りながら分科会の議論に耳を傾けており、また学生や市外からの傍聴者も訪れている。

また、分科会の検討内容についても、毎回、議事録要旨を作成し、これも市の審議会や検討機関としては初めてとなるが、発言者名入りの議事録を各回終了後に市のホームページで公開しており、自治基本条例を検討している他の自治体からも議事内容に関する照会が寄せられている。

さらに審議過程においても、希望する市民が研究員の前で発表する機会を第3回目の分科会で設け、「三鷹市の自治基本条例に期待するもの」とのテーマで、自ら用意した資料に基づき、それぞれの市民が描く三鷹市の自治基本条例のイメージについての提言が述べられた。

3 研究員の共有する認識～「三鷹らしい」自治基本条例とは～

条例の検討にあたり本分科会の研究員が共有した認識は、三鷹市の自治基本条例の各章を通底して基本理念となるものは、これまでも三鷹市が市政運営の理念として掲げ、かつ実践してきた「市民参加・市民との協働によるまちづくり」であり、それを条例の「基盤」に据えることによって「三鷹らしい」自治基本条例を創ることができ、さらには将来に向けても、「市民と行政のパートナーシップを基調としたまちづくり」を推進することができるとの考えであった。

さらに、三鷹市はコミュニティ施策や市民参加の取り組み以外にも、情報公開制度やオンブズマン制度の導入、また自治体経営面においても、外部委託や公設民営方式などの行政改革に取り組み、「効率的で開かれた自治体」を目指した施策を「先駆的」に実施してきた。しかし、これらの「先駆的施策」の中には、条例や規則等を根拠とするなどの安定的な制度・仕組みとして確立したものもあるが、一方で特段の根拠規程等はなく、通常の三鷹市の事業方法・執行体制として、その実施が進められているものもある。

そこで情報公開やオンブズマン等の条例等を根拠とする施策については、各施策の個別条例等の理念や目的等を自治基本条例にも規定することにより、市政における当該施策の位置付けや重要性をより明確にすることができる。

また、パブリックコメント制度など既に取り組みを行っているが、実施規程等が整備されていない施策については、自治基本条例に規定することによって安定的な制度・仕組みとされ、今後、必要に応じて条例や規則等の整備が進められるとともに、継続的な推進体制の確立が図られることを期待するものである。

さらに自治基本条例の規定内容として提言するものには、住民投票制度など、現在、市ではその取り組みが行われて

いないが、今後、検討すべき重要な課題・制度として問題提起をしているもの、あるいは市の目指すべき理念や方向を掲げるにより、一層の取り組みの強化や改革の必要性を提起した将来課題をも含んでいるところである。

なお、議会の権能に係る部分も検討しているが、市長と市議会との調整を前提に問題提起をしているものであり、必要な調整を含めた適切な対応を望むものである。

4 自治基本条例の内容の表記について

Ⅱで記載する自治基本条例の内容については、想定した条例の章立てにそって、検討項目ごとに本分科会の意見を集約したものである。しかし本分科会の検討においては、ひとつの検討項目に関する異なった見解が研究員から出された場合は、それに関する率直かつ真摯な議論は行いながらも、最終的に完全な意見の一致までも図ろうとはしなかった。

むしろ議論の結果として最後まで見解が分かれた場合は、たとえ少数の意見であっても、それを本報告に掲載することによって、今後、市民や議会に委ねる自治基本条例に関する検討や議論を、より多様で豊かなものにすることができると考える次第である。

具体的にⅡの表記としては、枠内の内容は概ね共通の了解を得られたものを記しており、見解が分かれたものは欄外に「意見」として付記しているところである。

Ⅱ 自治基本条例の内容について

前文

(1) 前文に規定する内容について

- 市民自治と市民の信託に基づく三鷹市政の実現、日本国憲法に基づく世界平和への寄与、基本的人権の尊重、協働とコミュニティに根ざした自治の推進、また、市民と行政のパートナーシップによる市民参加を基調とした市民自治の推進などについて規定する。
- 三鷹の緑豊かで落ち着いた住環境や、下水道の完備やコミュニティづくりの歴史など、まちの個性・歴史・文化を尊重する内容を規定する。
- 前文は、「ですます」調で書くことが望ましい。

【意 見】

- ・「高環境・高福祉」など、基本構想に掲げる政策目標についても、前文に規定する。
- ・前文は、「である」調で書くことが望ましい。

第1章 総則

(1) 自治基本条例の目的について

- 日本国憲法の定める地方自治の本旨を実現し、三鷹市の自治の基本理念、市民自治によるまちづくりの基本原則等を明らかにすることを目的として、自治基本条例を制定する。

(2) 自治基本条例の最高規範性及び改廃手続について

- 自治基本条例は、「三鷹市の憲法」というべき最高規範であり、他の条例の制定及び法令・条例の解釈・運用にあたっては自治基本条例の趣旨を尊重し、自治基本条例との整合性を図らなければならない。

【意見】

- 条例の最高規範性を担保するために、条例は施行後2年以内に住民投票を行って確定するとともに、以後の改廃は議会の議決に加えて、住民投票による。
- 市長、議員及び職員はその職に就くにあたり、日本国憲法とともに三鷹市自治基本条例を遵守して職務にあたることを宣誓する。
- 改廃の手続きについては、住民投票の実施を要件とするという意見や、柔軟に改正できる方が良いなどの意見があり、一定の合意には至らなかった。

第2章 市民と市民自治

(1) 市民の権利等について

(※三鷹市では、従前から基本計画等で「市民」の用語を、「市内に在住、在勤、在学及び市内で活動する者」として広義に用いており、本報告においても基本的には同様の扱いとしている。)

- 市民は、市政の主権者であり、市政は、市民自治と市民の信託に基づいて成立する。
- 市民は法令・条例に従って納税する義務を負うとともに、市民総体で納めた税の総額に見合う適正な行政サービスを受け、これを請求する権利を有する。
- 市民は、市政に参加する権利を有する。ただし、市政に参加しないことによって不利益を受けることはない。
- 市民は、世界的に認識され、実現が求められている人間の尊厳、自由、平等及び持続可能な発展を希求する権利を有する。
- 市民は、地域におけるコミュニティ活動、まちづくり活動及びその他の自主的な活動を推進するために、主体的に自治組織を創設し、自由に自立した活動を営むことができる。

【意見】

- 満18歳以上で市内に3月以上住所を有する市民は、市政における選挙権・被選挙権を有する(ただし法令に別段の定めがある場合は、当分の間その定めによる)。
- 「男女共同参画」、「環境権」及び「知る権利」について、個別の人権や市民の有する権利として規定する。

(2) 住民投票について

- 住民投票の請求資格及び投票資格は、市内在住の満18歳以上の日本国籍を有する者及び永住外国人で引き続き3月以上住所を有する者とする。
- 市長は、廃置分合や境界変更といった市の基盤に係わる重要事項については必ず住民投票に諮ることとし、その他は住民の請求があったときのみ住民投票を実施する。
また、投票結果は市長や議会の決定を拘束するものではないが、市長や議会は投票結果を尊重しなければならない。

【意見】

- 条例の制定改廃の直接請求について議会が修正又は否決した場合、原案と修正案に関する住民投票を行い、投票結果によって再度議会に付議する。
- 市長は、市民を納税者とする税目を新設する場合、又は一定額を超える起債を行う場合には住民投票に諮らなければならない。
- 住民投票は、投票資格者の30分の1以上の署名があったときに行う。

第3章 議会(議事機関)

(1) 議会の役割、責務等について

- 議会は、市民の信託を受けた、二元代表制の一翼を担う議決機関として、市民の意思を反映させた立法・調査活動を行い、市民の立場から行政執行を監視・評価する。
- 議会は、立法過程の公開と分かりやすい議会運営を推進するとともに、夜間及び休日議会の開催やCATVによる中継の実施など市民が参加しやすい議会運営に努める。
- 議会は、市民への積極的な情報提供・情報公開を行うとともに、本会議、委員会及び事務局の審議・調査活動において、市民及び学識者等の参加・協力を得て立法・調査活動を行うことができる。
- 議会は、独自の立法活動を推進するため、政策提言と政策立案の強化に努めるとともに、調査の実施など議会の持つ権限を最大限に活用する。
- 議員は、有権者から直接信託を受けた者として、積極的に自由討議を活用し、議論の活性化に努める。

【意見】

- ・議会は、採択した陳情・請願の実現に努め、不採択の場合は請願の代表者にその理由を説明する。

第4章 執行機関

(1) 市長の責務等について

- 市長選挙に立候補する者は、選挙公約として掲げる政策・公約について、その目標値、達成時期(目標期間)及び財源等の方針と合わせて具体的に提示するように努める。
- 市長に選出された者は、選挙公約の実現を図るとともに、それが実現できない(しない)場合は、その理由を説明するように努める。
- 市長は、毎年、市政運営の方針を明確にし、それを市民及び議会に説明しなければならない。
- 市長は、市民に信託された代表者として、市民の意見・要望を的確にくみ上げて、公正・透明で効率的な市政運営を通じて自治の充実に努めなければならない。
- 市長は、最小の経費で最大の効果を上げるよう努めなければならない。
- 市長は、地方自治法で定められている助役・収入役等に加えて、副市長、参与等の市長の業務を補佐し、専門的な助言を行う補佐職を条例に基づき設置し、任用することができる。

【意見】

- ・市長は、3期12年の任期内に職務をまっとうするよう務める。
- ・現職市長と新人の候補者ではマニフェストづくりの条件で差があり、また候補者のマニフェストのすべてを信任して投票したものではない場合もあるので、自治基本条例に定めることは疑問である。

(2) 情報公開・個人情報の保護、パブリックコメント、説明責任について

- 市の保有する情報は市民の共有財産であり、市は、市民の「知る権利」の実効的保障に努めるとともに、積極的な情報提供・情報公開に努めなければならない。
- 市は、個人情報の開示請求権の保障と個人情報の保護に努めなければならない。
- 市は、重要な条例・計画等の策定にあたり、素案の段階で情報公開を行い、市民が意見を表明できる機会を保障する。
- 市は、政策決定の理由を説明する責任を有するとともに、計画や事業の実施において掲げた目標について、達成の有無及び達成状況等の結果を市民に説明する責任を有する。

(3) 苦情処理、オンブズマン制度、審議会等について

- 市長は、市政に関する市民の苦情に誠実、迅速に対応し解決に努めるとともに、解決に至らなかった問題に関して市民から請求があった場合には、その理由を文書で回答する。
- 総合オンブズマンは、市民の苦情を公正かつ中立な立場で迅速に処理することとし、市民からの苦情を調査するほか、自らの発意で調査し、調査結果に基づいて市に勧告・提言その他の意見を述べる権限を有する。
- 市長は、審議会等を設置するときは、その委員に市民からの公募を含むものとし、男女間の比率が著しく不均衡にならないよう留意する。
- 審議会等は原則公開とする。ただし、特別な理由があるときは、審議会等が非公開を決定することができる。

【意見】

- ・審議会等の委員は、市民から公募するとともに、その比率は法令等に特別の定めのある場合を除き3分の1以上とする。

(4) 政策法務、財政状況の公表、人材育成、公務員倫理について

- 市は、自治立法権と法令解釈権の積極的な活用を図る。
- 市長は、健全な財政運営に努めるとともに、財政状況の公表と財務諸表の作成・公表により、市の財政状況を的確かつ分かりやすく市民に伝える。
- 市長は、公正で有能な職員の任用に努めるとともに、適材適所の人員配置と能力・実績に応じた適正な処遇に努める。
- 職員は、市民全体への奉仕者である自覚に立って、公正・誠実・効率的に職務を行い、自治の充実に努める。
- 職員は、公益に反する事態を是正するため正当な公表又は通報をしたことにより、不利益な取扱いを受けない。

(5) 外郭団体等について

- 市は、外郭団体に対して、適切な情報公開・個人情報の保護及び経営・運営の適正化が図られるよう支援・要請を行うことができる。
- 市は、他団体へ出資又は業務の委託を行う場合は、必要な範囲で当該団体の業務や財務に関する情報の開示を求めることができ、また当該団体も、情報の開示に協力するものとする。

第5章 自治運営の基本的な仕組み

(1) 基本構想・基本計画の策定手続等、行政評価、危機管理体制について

- 市は、基本構想・基本計画を策定し、総合的かつ計画的な行政運営を行うとともに、個別計画は、基本構想・基本計画との整合・調整を図る。
- 市は、基本構想・基本計画及びその他の重要な個別計画の策定にあたっては、市民の多様な参加を保障するとともに、市民の検討に必要なデータ集・資料集等の作成を行う。
- 市長及び市民等は、計画や施策の策定・実施等において、市民参加の実効性を確保し協働のまちづくりを推進するため、市長及び市民等の双方の責務と役割などを定めた「パートナーシップ協定」を締結することができる。
- 市は、策定した計画の進捗状況や成果の評価・公表を行うとともに、適切な計画の見直しを行う。
- 市は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、評価結果の施策への速やかな反映に努めるとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく市民に公表する。
- 市は、市民の身体・生命及び財産の安全性の向上に努めるとともに、市民、事業者、関係機関と協力・連携及び相互支援によって、緊急時に備える総合的かつ機動的な危機管理体制の確立を図る。

(2) コミュニティ、協働の推進について

- 市は、コミュニティを醸成する場として、コミュニティ・センターを設置する。コミュニティ・センターは、当該地域の市民の自由と責任に基づき、地域における公共的団体(住民協議会)が管理運営する。
- 市は、市民の自発的なコミュニティ活動の支援に努めるとともに、市民と連携したまちづくりを進める。
- 市は、各地域でまちづくりに取り組む市民、NPO等の活動を支援し、市民間の交流の推進や市民への情報提供を図るために、市民協働センターを設置する。
- 市は、市、市民、NPO、事業者等が相互に連携し、協働して公共的なサービスの提供やまちづくりの担い手となる「新しい公共」の推進を図るため、必要な支援や取り組みを行う。

【意見】

- 「コミュニティ」や「コミュニティ活動」は、コミュニティ・センターを基盤とする活動や住民協議会の活動として特定するのではなく、地域における市民活動を広く表わすものとして用いるべきである。
- コミュニティ・センターや市民協働センターのような特定の施設について規定することは、自治基本条例になじまないと考える。

第6章 政府間関係等

(1) 政府間関係の改革、広域的都市連携、国際交流について

- 市は、行財政制度における国、都等との適切な政府間関係の確立に向けて、国、都等に対して制度・政策の改善に向けた取り組みを進めるとともに、関係団体や市民等と連携・協力して自治基盤の強化に努める。
- 市は、近隣自治体等と連携・協力して、行政サービスの相互乗り入れ、共通課題への取り組み、広域的対応を図ることにより、市民サービスの向上及び効果的・効率的な行政運営を図る。
- 市は、海外の自治体、研究機関、市民団体等との交流・協力を推進し、また市民団体等による国際交流活動への支援を通して、共通する都市問題に関する調査研究や国際平和の実現に向けた取り組みを行う。

Ⅲ おわりに～「三鷹らしい自治のルール」の制定に向けて

自治基本条例を創ることは、三鷹市のこれまでの歩みを振り返り、その歴史や実績の検証をしつつ、これからの三鷹市を展望することでもある。それは、一人ひとりの市民が「理想とするまち・三鷹」を描き、イメージしながら、その実現に向けて必要な自治の仕組みや「三鷹のルール」を創ることにほかならない。

自治基本条例の検討を通して、「理想のまち・三鷹」をつくるための役割を考えたとき、市民から「信託」を受けた行政や議会の役割と責務の重要性が明らかになったが、それは取りも直さず、「信託」の主体であり、協働のまちづくりや「新しい公共」の担い手でもある主権者たる市民の役割の重要性が、より鮮明になったところである。その意味でも、本報告による提案が多く市民の関心と議論を呼び起こし、分権時代を切り開く「三鷹らしい自治のルール」の制定に寄与することを期待するとともに、今後の条例制定のプロセスにおいてもより多くの市民参加を得て、三鷹市の自治基本条例が生まれることを希望するものである。

「自治基本条例(仮称)の検討」研究員名簿(所属等は当時)

	氏名	所属等
1	西尾 勝(座長)	国際基督教大学教授
2	西尾 隆(座長代行)	国際基督教大学教授
3	中山 洋平	東京大学大学院法学政治学研究科助教授
4	宮川 齊	元みたか市民プラン21会議代表
5	正満 たつる子	元みたか市民プラン21会議事務局長
6	高橋 景市	三鷹市東部地区住民協議会会長(平成15年6月まで在職)
7	内仲 英輔	自治基本条例をつくるみたか市民の会
8	中嶋 いづみ	自治基本条例をつくるみたか市民の会
9	隈部 忠昭	自治基本条例をつくるみたか市民の会
10	根本 榮司	公募委員
11	高麗 千織	公募委員

三鷹市長が国等へ提出した 意見・要望書

自治基本条例第36条では、「市は、基礎自治体である市町村優先の原則に基づき、国、東京都等(以下「国等」という。)との適切な政府間関係の確立が図られるよう、国等に対し制度、政策等の改善に向けた取組を積極的に行う」と明記しています。ここでは、自治基本条例の施行後10年間(平成18年4月～平成28年12月)で、三鷹市長が国等に対して提出した要望書等を紹介しています。なお、要望書等の内容については、市ホームページでご覧いただけます。

番号	件 名	送付先	送付年月日
1	東京外かく環状道路計画に関する三鷹市の要望書	国土交通大臣、東京都知事	18. 4.28
2	三鷹市内の交番及び駐在所の機能強化について	東京都知事	18. 7.14
3	国民健康保険税の緩和措置に関する要望について	厚生労働大臣	18. 8.31
4	臨界前核実験に対する抗議及び要請文の送付について(米国)	駐日アメリカ合衆国大使館特命全権大使	18. 9. 4
5	都市高速道路外郭環状線(世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間)事業に係る環境影響評価準備書についての意見	東京都知事	18.10. 5
6	朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)核実験(10月9日)に対する抗議及び要請	朝鮮民主主義人民共和国 国防委員長	18.10.11
7	東京外かく環状道路計画の都市計画変更に係わる三鷹市の要望書	国土交通大臣、東京都知事	19. 1.12
8	東京都後期高齢者医療制度の保険料算定についての緊急要望	東京都市長会会長東大和市長	19.10.16
9	郵便差出箱の設置について	郵便事業株式会社東京支社長	19.10.25
10	新常用漢字表(仮称)に関する要望書	文化庁長官、文化審議会会長	20.11. 7
11	武蔵野の森総合スポーツ施設基本構想について(要望)	東京都知事	20.11.14
12	介護保険制度の見直しに係る意見・要望の提出について(要請)	厚生労働大臣	20.11.19
13	東京外かく環状道路(関越道～東名高速間)対応の方針(素案)に係る三鷹市の要望書の提出について(国土交通省提出分)	国土交通大臣	21. 3. 9
14	新常用漢字表仮称試案への意見	文化庁文化部国語課	21. 3.31
15	朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)核実験(5月26日)に対する抗議及び要請	朝鮮民主主義人民共和国 国防委員長	21. 5.26
16	改定常用漢字表試案への意見	文化庁文化部国語課	21.12.11
17	改定常用漢字表に関する要望書	文化庁長官、文化審議会会長	22. 5.18
18	アメリカ合衆国臨界前核実験に対する抗議及び要請文	アメリカ合衆国大統領、駐日アメリカ合衆国大使館特命全権大使	22.10.15
19	公立小中学校教室の空調設備整備についての要望	文部科学大臣	22.11.15
20	廃棄物発電に係る全量買取制度への要望について	資源エネルギー庁長官	23. 1.20
21	地方交付税の不交付団体における都市財政の充実強化についての要望	総務大臣	23. 3. 4
22	新型核性能実験実施に対する抗議及び要請文	アメリカ合衆国大統領、在日本アメリカ合衆国大使館特命全権大使	23. 5.27
23	臨界前核実験実施に対する抗議及び要請文	アメリカ合衆国大統領、在日本アメリカ合衆国大使館特命全権大使	23. 7.25

24	介護保険制度の見直しに係る意見・要望の提出について	厚生労働大臣	23.11. 7
25	新型核性能実験実施に対する抗議及び要請文	アメリカ合衆国大統領、在日本アメリカ合衆国大使館特命全権大使	24. 1.16
26	都市計画道路の整備推進と用地取得に関する要望書	東京都建設局長	24. 9. 7
27	新型核性能実験実施に対する抗議及び要請文	アメリカ合衆国大統領、在日本アメリカ合衆国大使館特命全権大使	24.10. 2
28	地方交付税不交付団体の立場からみた地方財政制度に関する課題とその対応への要望	総務大臣	24.10.22
29	日本無線株式会社三鷹製作所の存続等に関する要望書	日本無線株式会社代表取締役社長	24.11. 8
30	臨界前核実験実施に対する抗議及び要請文	アメリカ合衆国大統領、在日本アメリカ合衆国大使館特命全権大使	24.12.14
31	地下核実験実施に対する抗議及び要請文	朝鮮民主主義人民共和国 国防委員会第一委員長	25. 2.18
32	戸籍副本データ管理システムの導入に係る財源措置について	法務大臣	25. 3.27
33	子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン接種に関する財源措置についての要望書	厚生労働大臣	25. 3.28
34	新型核性能実験実施に対する抗議及び要請文	アメリカ合衆国大統領、在日本アメリカ合衆国大使館臨時代理大使	25. 8.26
35	「東京外かく環状道路(関越～東名)中央ジャンクション(仮称)工事の実施及び北野の里(仮称)を中心としたまちづくりワークショップ開催」に先立つ三鷹市の要望書の提出について	国土交通省関東地方整備局長、東日本高速道路株式会社関東支社長、中日本高速道路株式会社東京支社長	25.10.30
36	介護保険制度の見直しについての緊急要望	厚生労働大臣、老健局長	25.12.25
37	現行の農業委員会制度の維持と都市農業の推進についての要望書	農林水産大臣、国土交通大臣、財務大臣	26. 7. 7
38	「地域手当の見直し」についての要望	人事院総裁	26. 8.28
39	核性能実験実施に対する抗議及び要請文	アメリカ合衆国大統領、在日本アメリカ合衆国大使館特命全権大使	26.11.11
40	東京都シルバーパス事業についての要望	東京都福祉保健局長	26.11.14
41	水銀含有廃棄物の適正処理推進に向けての緊急要望	環境大臣	27. 2.12
42	『北野の里(仮称)を中心としたまちづくりワークショップでいただいたご意見に対する三鷹市の基本的な考え方』の反映について	国土交通省道路局長	27. 3. 5
43	『北野の里(仮称)を中心としたまちづくりワークショップでいただいたご意見に対する三鷹市の基本的な考え方』の反映について	国土交通省関東地方整備局長	27. 4.15
44	核性能実験実施に対する抗議及び要請文	朝鮮民主主義人民共和国 国防委員会第一委員長	28. 1. 7
45	財政制度等審議会たばこ事業等分科会表示等部会報告に関する意見書	財務省理財局総務課たばこ塩事業室	28. 6.24
46	核実験実施に対する抗議及び要請文	朝鮮民主主義人民共和国 国務委員会委員長	28. 9.12
47	待機児童の解消に向けた施策の充実に関する要望書	東京都知事、東京都福祉保健局長	28. 9.14
48	社会保障制度における地域区分の適正化に係る要望書	厚生労働大臣、老健局長	28.10.20
49	都市農地保全のための税制についての要望書	財務大臣	28.11.18

三鷹市自治基本条例ガイドブック

更なる参加と協働をめざして

平成29年1月

三鷹市

企画部企画経営課

〒181-8555 東京都三鷹市野崎1-1-1

TEL 0422-45-1151 内線2150

FAX 0422-48-1419

E-mail : kikaku@city.mitaka.tokyo.jp

(本誌への、ご意見・ご感想をお寄せください。)

